

平成26年第1回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成26年 3月16日(日曜日)

出席議員(13名)

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	寺地優君
経済課長	岩原栄君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

足寄町農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

議事日程

日程第1 一般質問 < P 3 ~ P 4 7 >

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運営委員会報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

5番（高道洋子君） 3月10日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、3月16日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議長あいさつ

議長（吉田敏男君） 次の日程に入る前に、一言申し上げます。

本日、3月16日は日曜日でありますけれども、町執行者の協力をいただきまして、議会を開催をいたしました。

足寄町議会は、町民に身近な意思決定機関、議会及び議員活動の活性化と充実のために、平成23年度に議会総合条例を制定をしたところであります。

その中で、本日の日曜議会では一般質問を行い、多くの町民の皆様方に議会に関心を持っていただき、議会を傍聴していただくのが目的であります。

どうか、町民の皆様方にわかりやすい質問、答弁となりますよう、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番 後藤次雄君。

（10番後藤次雄君 登壇）

10番（後藤次雄君） それでは、一般質問通告書に基づきまして、質問をしたいと思っております。

新年度介護保険運営のため40歳から64歳が負担する保険料の改定について。

高齢者の増加と現役世代の減少が保険料の値上げになっているが、平成26年度から、40歳から64歳が負担する介護保険料は過去最高を更新し、月額5,000円を超えることが厚生労働省の推計でわかりました。足寄町として改定による家計への影響は大きいと思われるので、次のとおり伺います。

1、現役世代の介護保険改定と消費税の時期が重なることによって家計負担がふえることについて、どのように考えておられるか伺います。

2、保険料は利用者が1割負担し、公費と保険で半分補うが、本人は原則半額、医療の保険料を合算して徴収されているが、その割合はどのくらいになっているのか伺います。

三つ目、支払い額は加入者の所得によって異なっているが、40歳から64歳までの年齢別の一人当たりの月額はどのくらいになっているのか伺います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の介護保険改定と消費税引き上げによる家計負担への影響であります。40歳から64歳の第2号被保険者のうち、足寄町が医療保険者の介護保険分についてでございますけれども、平成26年度4月からの引き上げは行いませんけれども、限度額が現在の12万円から14万円に引き上げられるという法改正が予定がされております。限度額に達する世帯においては、この法改正により負

担額の増額になると見込まれております。

他の医療保険者のうち、協会けんぽについては、介護保険料を平成26年3月から1.55%、これを1.72%に引き上げることが決定されていますが、その他の医療保険者の引き上げについては把握しておりません。

また、65歳以上の第1号被保険者については、3年ごとに保険料の見直しを行っており、平成26年度中に国の制度改正とあわせて検討してまいります。

2点目の介護保険分の割合ですが、足寄町が医療保険者として納付する額は、全国の給付状況に基づき、国がすべての第2号被保険者数で一人当たりの負担額を積算し、医療保険者ごとの総額を設定いたします。それに基づき積算された医療保険者ごとに請求される額を支払うための財源は、第2号被保険者の介護保険分が32.1%、国庫負担金が31.9%、道負担金が9.5%、一般会計からの保険基盤安定線入金など医療保険者である足寄町が26.5%という割合になっております。

3点目の年齢別一人当たりの月額については、足寄町が医療保険者の介護保険分については、各年代の平均月額となりますが、40歳から44歳までは1,561円、45歳から49歳までは1,667円、50歳から54歳までは1,519円、55歳から59歳までは2,049円、60歳から64歳までは1,662円となっております。

他の医療保険者につきましては、算定方法や被保険者の平均報酬額が異なることから、年齢別の月額を算出することは困難であります。

今後も介護保険制度の適切な運営の努力をしてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、後藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

10番（後藤次雄君） 今の町長のほうから御答弁いただきました。

それで、内容については詳しく答弁されておりますけれども、ただこの関係で、例えば足寄町で国民健康保険の関係は、言われたとおりわかるのですけれども、ただ一般企業なんかは社会保険料で払っていますよね。その割合というか、そういう実態なんかは町でつかんでいるかどうか、そこをちょっとお聞きしたいのですけれど。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（寺地 優君） 後藤議員の御質問にお答えいたしますけれども、足寄町が医療保険者であります国民健康保険料に含まれる加入保険分につきましては把握しておりますけれども、そのほかの他の医療保険者に加入されている皆様につきましては把握しておりません。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） それで、社会保険の関係も本人負担分が半分、それから会社、企業が半分ということで、それはそういうふうになっていると思いますけれども。今、住民課長から把握しておりませんとは言いながら、やはり足寄町民として国民保険であろうと、一般の社会保険であろうと、やはり値上げすることによって負担がやはり大きくなると。あわせて、来年4月からは消費税も上がるわけですから。我々としては、やはりそのことも含めて、難しいとは思いますが、そういう実態も行政で把握して、町民に聞かれても、こういうことになっているのだよということを、やはり私は検討してもらいたいなというように思っています。

それで今、住民課長言ったみたいに、国民健康保険の関係は大体わかると思いますけれども、それでお聞きしますけれども、例えば、国民健康保険事業で国保税を滞納なんていうのはあるのですかどうかをちょっとお聞きしたいのですけれど。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（寺地 優君） 住民課長です。

国保税につきましては、平成24年度決算のベースでありますけれども、全体で1,0

54万7,000円ございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） これは、この介護保険については、平成12年から始まっているのですよね。それで、例えば平成12年から今まで、滞納額というのは毎年あるのか、それとも、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（寺地 優君） 住民課長でございます。

介護保険によります滞納繰り越し分でございますけれども、平成18年と平成20年から平成24年までにつきましては、毎年滞納繰り越し分が発生しております。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 滞納はわかるのですけれども、例えば、国に納める介護納付金というのですか、そういうのありますよね。年間どれぐらい納めなさいと。そこに、例えば、滞納した分が、今言われたとおりあるとすれば、これは滞納した分も含めて国のほうに介護納付金を払っているのかどうか。そこちょっとお聞きしたいのですけれど。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（寺地 優君） 住民課長です。

今の御質問にお答えいたしますけれども、国からは足寄町の保険医療者分として納付額が請求されてきます。それに対して、足寄町では現役世代の皆さんからお集めいたしました介護保険料と、国からの国庫交付金、道の負担金、さらには医療保険者であります足寄町が保険基盤安定繰り入れ等を含めまして、請求された金額をすべて納付しているということでございますので、納付滞納の分につきましては、別途請求させていただきますけれども、国からの請求をすべてお支払いしているという形になっております。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） わかりました。

足寄町としては滞納はないということですね。わかりました。

それで、介護保険料の第2の被保険者ですけれども、これは足寄町として何人ぐらいおられるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（寺地 優君） 住民課長でございます。

40歳から64歳までの第2号被保険者でありますけれども、制度が創設されました平成12年度には1,408人いらっしゃいました。平成24年度の時点でございますけれども、1,029人ということで、全体で379人減少しております。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） ということは、これは12年度から始まってはいるけれども、ずっと今の話聞きますと、1,408人から1,029人と、今24年度ですね、そういうふうに減っていることですが、それはわかりました。減ることはいいことですが、

それで、もう一つお聞きしたいのは、今、国では内閣がかわってから去年の12月からことし今まで、いろいろなことで消費税の関係も含めて上がるわけですが、ただ、その中で言っているのは景気が上向きになっているという話が随分新聞やなんかで見ますけれども、ただ、私なりに考えると、景気が上まっていると言いますけれども、それは実際に大手の企業が上回っているだけであって、特に地方なんかはもうほとんど。この間の世論調査でも、地方の方は、この景気が上回っているという判断しているのは27%ぐらいで、あとのひとはほとんど75.3%の人が景気が上回っていないと、そういう判断をしているそうです。そういう中で、今回消費税が上がって。私は当然前から見たら、消費税が上がれば、福祉の関係、そういうことも含めて値上げなんかないのではないだろうかというふうに思ったのですけれども、今回またこういうこと出てきて、結局40歳から64歳までの一番お金かかる時期にまたこのこ

とが上がるということになれば、本当に負担が大きくなりますし。また町としてもそのことによって、先ほど話したとおり、滞納額含めて国に納めなければならないという時期になっていますので。とにかく町として、これからそういうことも含めて何か対策等があれば、伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、そもそも国が消費税を値上げをするという、この一番の理由としているのは、やはり増大をする社会保障費の財源をしっかりとつくりなければいけないという視点で、国民の皆様方に負担をお願いをするということで、もう4月からは3%の値上げがされる。そして、これはまだ確定でございませぬけれども、10月からはさらに値上げという、そういう方向にあるというふうに認識しております。また一方で、議員御質問の、ではそこで財源を確保する中でいけば保険料等は上がらないのかなと、こんな思いも私自身も期待感も含めて、なきにしもあらずではありますけれども。しかし、やはりサービスをすることによる給付費が増大をしていると。あわせて、一方では保険料を負担する現役世代、ここの数が減っていているということもあって、ここの関係です。それでまた一方で、国の動きとしましては介護給付の中から、これまでは介護認定の関係につきましては要支援1、2、それから要介護1から5までということになっていますけれども、国の動きとしては、この給付費を減らすという観点から今現在検討が進められているのは、要支援1、2の事業については、市町村に移行をするというようなことで目下検討がされているということでございます。また、確定ではございませぬけれども、国の考え方としては平成29年から移行をしたいという意向で今検討がされているということでございます。国のそもそもの考え方を含めて、ちょっとまだ定かではありません。ただ、私ども、

これは我が町だけではなくて全国的に、それぞれの保険料を負担する住民の方々の負担は限界にきているよということも申し上げております。

きょうの議員の御質問は、いわゆる現役世代の分、40歳から60歳というところが質問の主旨でありますけれども。現に65歳以上の負担についても今現在、私どもの町でも基本額は4,950円というようなことで、全国的にももう既に5,000円を上回るところが出てきていると。十勝管内でいけば、芽室町が実は5,000円を超えました。私どもの町も、実は今現在の改定のときにいろいろ検討したのですけれども、5,000円を超えてしまうということで、何とか5,000円以内ということで種々検討をして何とか4,950円に抑えたということでございます。

ただ、御案内のとおり今役場の北側に福祉関連の施設等々もつくるということで進めております。参考にちょっと申し上げますと、数年前に試算をしたときには、認知症の方々が入っていただくグループホーム、これはワンユニットは9床でありますけれども、この9床をつくることによって、保険料に直しますと700円から800円、月額上がってしまうという試算もされているというようなことでございます。ですから、今のうちの町の現状からいきますと、次回の改定のときには、何らかの方策、対応がされなければ、ちょっと衝撃的と言いますか、7,000円ぐらいまでいってしまうのではないのかなという。これは、我が町だけではなくてありません。ですから、これは私どもも国に対して、今の国の負担の割合、これはやはり公費負担をもっと広げていかないと、これはもう負担の限界に達していますよということ、機会あるごとに国に対して要請をしております。今後もそういう形で国に対してやはり公費負担ということ強く申し入れをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 今、町長から言われたとおり、来年はもう65歳以上の第1被保険者の関係がまだ上がるのは間違いないと思います。だから、今町長言われたとおり、前回、3,750円から4,950円ということで上がって、その内容は私もよくわかっています。ただ、足寄町もその段階でもやはりまともに上げれば5,200から300円にあるという話だったのですけれど、それは町長の考え方で負担を少なくするというところで、おむつ料を一般会計から繰り出したということで4,950円で収まったわけですが、来年は恐らくそういうことにもならないのではないかと思いますし。また、4,950円決めたときの話であれば、例えば、一般会計から介護保険料のほうにあまり金額を出すと、今度一般会計の地方税とかそういうものが減らされると、そういう規定になっているみたいです。だから、そういうことも含めて前回も最低限、町長の考え方でおむつの関係だけ一般会計から負担するということになって。そういうことになっていますから。

いずれにしても、先ほども言ったとおり、私も消費税が上がれば、そういうことも含めてやはり消費税の中である程度処理されて負担が少なくなるのではないかと思ったのですが、そうは今町長の答弁あったとおり国でもそういうことで求めていますけれども、今の状況ではなかなか難しいということになっています。それで、私としては、先ほども言ったとおり、なるべく介護者、介護人口が減って、そして介護者がふえている、介護保険料も上がっているという、この状況は足寄ばかりではなく全国的にそうなっているみたいです。あと5年も経てば、全国でもやはり高齢者の数が33%ぐらいになるというような状況になっておりますので、ぜひ今後ともなるべく保険者のほうに負担をかけないような形で、町税の持ち出しもあります

けれども、これからもそういうことで検討していただきたいし、私もそういうことで願っているということを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これにて、10番後藤次雄君の一般質問を終わります。

次に、9番井脇昌美君。

（9番井脇昌美君 登壇）

9番（井脇昌美君） 議長のお許しを得ましたので、1点について通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

事件名、足寄高等学校の入学希望者と今後についてでございます。

先月発表されました、平成26年度の高等学校出願者数の状況では、足寄高等学校において2間口、80名定員のところ、29名の希望者しかないとのことでした。この件については、早くからの課題であり、町も就学に対する支援や海外研修の実施による公費支出など多様な面から魅力ある学校のイメージづくりを行っておりますが、結果としてあらわれていないのではないかと思うところでございます。そこで、町長にお伺いをいたします。

1点目、過去の取り組みや支援に対しての検証を実施しているのか。しているとしたら、どのような内容なのか、まずお示しを願いたいと思っております。

2点目として、今日的な少子高齢化社会において、高等学校の存続を実際どのように考えておられるのか、これもお聞きをしたいと思います。

3点目、地域の特性を生かした社会に直結する高校という選択もあると考えられると思いますが、いかがなものか。

以上、3点についてお聞きをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、星崎教育委員会委員長。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 教育委員会から、井脇議員の一般質問について答弁

させていただきます。

足寄高校における平成26年度の入学希望者は、80名の定員に対し29名の出願状況となっております。第1学年学級の二間口を維持するためには41名の入学者が必要であり、非常に厳しい状況下にあります。

1点目の過去の取り組みや支援に対するの検証についてですが、足寄高校の存続につきましては、これまで足寄高等学校振興会や足寄高校を存続させる会などと連携を図りながら存続に向けた取り組みを続けてまいりました。

平成24年度の足寄高等学校通学費等補助では、路線バス・自家用車等利用者に対する補助といたしまして34名が対象で272万円を、下宿者に対する補助といたしまして1名が対象で30万円を、入学時補助金で141万円を、見学旅行時補助金で114万円をそれぞれ補助してまいりました。

また、足寄高等学校振興会に対する補助といたしまして、平成20年度から毎年見直しを行いながらキャンパスライフや学校だよりの発行、学力向上に向けた進学学習、個々に応じた習熟度別学習、各種検定・模擬試験、部活などに、平成24年度で304万8,000円を、平成25年度で379万8,000円を支援してまいりました。

そして、第1学年の生徒全員を対象とした足寄高校生海外研修派遣事業や、平成27年度から開始する学校給食センターにおいても足寄高校への給食の提供も計画しており、あらゆる可能性や実行策を検討しながら存続に向けた取り組みを進めているところであります。

さらに、今年度は足寄町社会福祉協議会が計画しております、介護職員養成のための受講講座にも支援を予定しております。

支援等の検証につきましては、新聞でも報道されたように、2年連続で卒業生全員の進路先が決定されたり、各種検定試験の受験者や合格率の増加など、着実に効果があらわれていると踏まえておりますが、足寄高校に入

学を希望する人数も判断の大切な視点であると考えております。

今後におきましても、支援内容についての充足度、要望、進路決定との関連および管内他町村の実施状況などを、足寄高等学校振興会と連携しながらさらに効果的な支援内容を検討してまいります。

2点目の今日的な少子高齢化社会において高等学校の存続をどのように考えているのかについてであります。足寄高校は地域のシンボルであるとともに、学びの目標や人材育成の中核としての教育機関と捉えております。

今後も、足寄高等学校振興会や足寄高校を存続させる会と連携を図りながら、存続に向けた支援を続けてまいりたいと考えております。

3点目の地域の特性を生かした社会に直結する高校の選択肢についてですが、足寄町の特性や地域のニーズを踏まえ、さらなる効果策を関係団体・機関と連携を深めてまいりたいと考えております。

以上、井脇議員の答弁とさせていただきますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

9番（井脇昌美君） まず1点目の問いに対してです。検証をしているという話ですけども、補助、助成をしている。本当に私は率直に言って、いろいろな一連の補助というのは、よく私、存続にも向け、二間口にも向け、攻めの補助の制度も考えていると思います。それは間違いなく評価される場所ですけど、それをしていながら今回の数字というのは非常に、ある意味においては、もちろん首長もがっかりしたのではなからうかなと。本当に私らも思いもつかない。昨年から皆さん知っているように、ウエスタキウインのほうにホームステイという事業を2,000万円超えた金額で実行している。他にはないです。類を見ない、こういうような

支援策を図っていながら、かつその効果がないと言ったらあれですけど、数字が逆行した。補助金は助成はどんどん高额的に、今度給食の費用も考えておられる。本当によく私は特長のある、少しでも親に対しても負担のかからない、また子供らにもいろいろな夢を与えていると。間違いなく、支援、進学とか就職率は100%という記事にも見えています。ただ、ここでもう町民からも、こんな何千万円も、二千数百万円も出して、本年度も今計画...明日から予算審査が、恐らく予定どおりであれば、始まるはずなのですけれども。二千数百万円の予算が高等学校のほうに向けられると。私は、このままであれば、町民はこの大きな血税というものに対して何らかの話が出ると思うのです。非常に、私は今の教育教育長の答弁は実にのんきな穏やかな答弁をされているなど。

私、5年前に、この存続にかけて本当に首長だけが泡食って、周りの肝心なる教育委員会がさっぱり笛吹けど踊らずで、わかっていないのかなど。5年前に私、存続会と期成会のことと問うた。知っていると思うのですけれども。教育委員長、わかっていますよね。年に何回会合あなた開いていますか。自治会の会合ではないのだから、年に1回です。自治会の会合ではないのだよ。去年、おとし、何回やりました、期成会の会合。教えてください。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育委員長。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 存続させる会といたしましては、年に1回検証という形でやっております。また、足寄高等学校振興会といたしましても、総会的な形で私どもは参加させておりますが、それは総会という形で1回でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） どうしたのですか、期成会。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたし

ます。

ただ今、委員長のほうから振興会の総会、それから存続させる会の総会ということでお話がございました。

そのほかに、昨年の例でいきますと、9月に第3回定例会終了後の翌週に教育長と教育次長とで陸別町教育委員会、それから陸別中学校を訪問させていただきまして、足寄高校の実態でありますとか、現状について、御説明をさせていただきました。

その後、10月に足寄高校が主催いたします説明会に参加しております中学校の生徒、保護者に対しても足寄高校の存続に向けた取り組みを紹介をさせていただきました。

11月には、中学校が行いました、保護者に対する進路指導の説明会の際にも、足寄高校から学校の概要等について説明をしていただき、私どもからは足寄高校の生徒への支援などを説明させていただきました。

そのほか、足寄高校では自治会の回覧ということで、25年度から足寄高校のことを町民によく知ってもらおうということから、そういうものを回覧をさせてきてございます。

なお、そのほか足寄町広報によります足寄高校への記事でございますが、24年の8月を初めとしまして、25年の5月でも紹介してございます。7月号では足寄高校のインターシップについて、8月号では観岳祭について、11月号では海外研修派遣事業について記事を掲載してございます。

また、先週金曜日に自治会配布となりましたが、その中では足寄高校の進学、就職の実績、それから足寄高校生へのアンケートの内容などを掲載して配布させていただいております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） さっぱりちょっとポイントがずれているような。時間も限られているものですから、2点目はわかり。このような振興会等、とりあえず存続している会との連携を図って、しっかりとした取り組み、

足寄町として、その存続を高めるといって
でわかり。

3点目の地域の特性を生かした直結する高
校ということで私は述べさせていただいて
いるのですけれど。昨年の11月の18日、議
会報告会、芽登で開催されているのですよ
ね。やはり新規就農されている方から、その
おととしも出ていたのですけれど、この二間
口に対して、あの方々のほうが本当にはるか
に危機感持っているのです。なしてこの大地
に自分の環境に合わせた学部をやれないのだ
らうかなと。今回もまた恐らく振興会さんが
緊急の、6日の日だと思っておりますけれど、7
日の朝刊に載っていましたから。高等学校の
存続に対していろいろな創設する科、まさ
に。私も1月の31日にも、ある会合に出さ
せていただいて、その方からいつも貴重な意
見を承っているのです。その方は足寄町内
ではなくて、この流域をしっかりといろいろな
協力しながら、勉強しながらリーダーシップ
を取っておられる方です。本当に当町だけ
をよくしようたって、これは無理だと。流域
をいわばよくすることによって、おのずと足
寄町もよくなるのだからという非常に寛大な
考え方をしている人です。やはり、行き着
くところは、今の普通高校では非常に厳しい
ところがこれから先あるのではなかろうか
と。首長も本当にもうそろそろ腹をくくり、
考えを新たにするときが来るのではなかろう
かと。

昨日も中学校の一言、勝毎に載っていま
した。高校生というのは、ほぼこうなのです
よね。頑張って勉強したい、部活をしたい。
まず5割6割が部活なのです。非常に、町長
を責めるのではないのですけれど、部活の花
と言ったら、バレーか野球かサッカーです
よね。部活のクラブないのに、私だったら足
寄高校行きません。だって、入ったってチ
ームできないのですから。確かに、合同とい
う数校を集まってやる方法も最近は見直さ
れてやっています。私だったら行かないです
ね。でも、これは町長を責めているのではない

ですよ。これまでの、だから私は何を言
うかって、先ほども教育委員会にお話し
したのだけれども、全然検証がきちんと
されていないのですよ。そこを言うの
ですよ。終わったことはもう戻らない
のです。では、これからどうすれば
いいのかということが、ここが一番
肝心なことであって。何とか方便的に、
確かにこの教育執行方針なんていう
美しい、去年とおととしのコピーに
とったような活字がだらだら。ま、
教育方針というのはそんな変わる
ものでもないですから。私はそう
ではないと思うのですよ。本当に
その地域に合ったあり方。だから、
さっきも言うように、放牧酪農家
というのは、今回もたまたまみんな
真剣になって考えている中で、3
番議員さんとこの通告書がバッ
ティングしたのですけれど、それ
ほど切羽詰まった状態だと思う
のです。

私もちょっと時間あったもの
ですから、一つの1月の31日に、
そのリーダーの人にお聞きした
のです。線引きもすばらしい、
生きた成功した事例があるのだ
よと。地元のまちの中を守ろう、
何とか集約ではなくて、もう
今は特長のある学校で外部から
どんどん。例えば、スポーツで
いえば鶴川高校だとか。一時の
昔の妹背牛高校だとか。今、オ
ホーツク側行ったら、遠軽高
校のラグビーですよ、伝統的に。
そういうふうには何かやはり特
長のある高校でなかったら、管
内、町内、町外から集約できな
いということです。ですから、
これ非常に貴重な時間を課長
さんに時間を開いていただいて、
本当に歓迎していただき。就
学数100%を2年間らしいです。
道立の仙美里の農業大学、140
名です。道外が1割ちょっと
です。入学者ですよ。十勝管内
はいかな比率ですかと言ったら、
2割です。管内以外で道内が7
割という数字です。これ、今在
学中の数字ですよ。ここに私は
ヒントがあるような気がします。

ただ、これには簡単に我々も学
部の変更だと。これは、道教委
という機関があって、うちの
首長も本当にこのことは、決
して閉ざし

ているのではないと思います。私は、最後はなぜ教育委員会だとか期成会だとか、今何か首長と存続会だけが方飛行で一生懸命。私は、この足寄町が一体となったときに道教委の考えを動かせるのではなかろうかと。首長と一部だけが学部の新設だとかいろいろなことをアイデアを出しても、道教委は、私はベルリンの壁とは言わないですけど、南北の朝鮮のあれとは言わないですけど、そう動かないと思います。ですから、町が一体となったとき初めてその熱意に道教委が、こんなに足寄が一色になって考えよこすのであればという、私はそれが必要だということを言いたいのです。

本当にうちの首長の、私は、手段というのは、気の毒ですけどよくやっているなと思います。これしかやりようがないのですから。また、やった結果、これしか数字があらわれないのですから。本当にこの引継ぎも非常にづらい引継ぎもしているのですけれど、そうではないのだよと。私は、これからのもう結果をどうこう言っても時間は戻らないし、これからどうすればいいかということをおみんなで、足寄町全体で考えていかなければいけないと。

だから、余分な話に聞こえたかもしれませんが、期成会と存続会が同じメンバーですか。足寄の期成会と足寄振興会と存続させる会と同じメンバーですか、その構成は。ちょっとお答えください。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（根本昌弘君） お答えいたします。

存続させる会は、町長それから議長等々、教育委員会が事務局となって機能するということでもあります。

それから、振興会につきましては、町長、教育委員会、顧問となってございます。役員としては、高校のPTAであるとか、それから俗に言うOBの方であるとか、そういう構成になってございます。

議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をい

たします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

教育次長、答弁。

教育次長（根本昌弘君） 議員申しておりました、期成会というものは、実はございません。かかっているのは、足寄高校を存続させる会、それからもう一つが足寄高等学校振興会ということでございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） 失礼いたしました。

足寄高校と、期成会というのは別に存続している会ではないということで。別に、私、存続しているように聞いておりました。大変失礼いたしました。

そういうことで、これは我が町が愛すれば愛するほど、これは真剣に向い、みんなで本当に、振興会だけではなくて、首長だけではなくて、存続を守る会である町民も合わせた中で一色にならないと、私はいろいろな中でこの危機的な状態は脱出できないと思います。

ただ出せばいいと、ほどすればいいという、何かそういうのは決してむだ金とは言いませんけれど、効果が何か得られないような気はしますけれど、打つべきことは町長はよく判断してやってくれていると思います。

先ほども申したとおり、今件について、3番議員さんとちょっと通告書がバッティングしているものですから、その辺も踏まえて、私の一般質問をこの辺で終了させていただきたいと思います。

ちょっと最後に一言お願いします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私のほうからも少し状況も含めてお話をさせていただきます。

まず、うちの高校もそうですけれども、道立の高校でございます。

一番の問題はやはり少子化ということが

あって、道内の道立高校の定員がどんどん定員割れを起こしているということで、ちょっと詳しい資料、手元にありませんけれど、道教委の中にそういう状況を踏まえて新しい高校づくり推進室というものが設置されております。その中で、道教委の方針としては、先ほど議員もおっしゃっていましたが、高校としてあるべき姿、たしか私の記憶では1学年たしか4クラスだったというふうに思っていますけれども、それが適正規模だという基本方針出しているのです。すなわち、何がという、どういうことかということで言うと、やはり議員もおっしゃっていたとおり、部活動がちゃんとできないだとか、いろいろなことがあるのです。それで、基本的には、道教委としては統廃合を進めるとい、こういうのが方針であります。そのことで、十勝管内の高校が存立しているところの首長たちも情報交換しているのですけれども、時間もありませんからちょっと飛ばし言いますけれども、その中で目下どの町村も全力を挙げているのは、二間口の確保ということに全力を挙げているのです。それは何かと言うと、二間口というのは一間口定員40名であります。41名になると、もう二クラスになるのです。すなわち、これ二間口なのです。私どもも一番危機感を持っているのは、道教委の基本的な考え方で入試の結果、40名以下の場合は一クラスの編数になります。そうしますと、次年度の入試の募集、これ原則的にもう一間口の募集、すなわち40名定員。80名定員から40名定員ですと。こういうのが基本的な方針なのです。直近でいきますと、私どもの高校が今の3年生ですから、3年前ですね、一クラスだったのです。38名。新得も同じ状況出ました。新得は次の年、いきなり募集は一間口でした。我が足寄高校は、特例二間口募集ということにさせていただきました。それで、2年間なんとか41名以上を確保できた。今回が、まだ確定ではありませんけれど、志望者が29名ということでございます。ですから、このまま道教

委の方針でいきますと、来年の募集は一間口40名ですと。

私は、ともかく喫緊の課題というのは、この40名ではなく、また3年前と同じく特例でなんとか二間口募集をしてくれということで。ことしの入試につきましては、本別が実は昨年一クラスになりまして、本別高校は特例で二間口の募集。幸いにして本別は41名を上回っていますから、また二間口の募集ということになると思っています。

その先のことも少し申し上げさせていただきますと、基本的には一クラスになれば、いつの時点かというのは明確に道教委も示していませんけれども、将来的にはどこかとの統合ということなのです、原則は。その中で、道教委の説明の中で、一つ残す方法があります。それは何かと言うと、地域キャンパス校ということを出してあります。ただ、この地域キャンパス校についても、ある程度の条件と言いますか、それがついていました。説明によりますと、その場合、地元の中学生、要するに地元の進学率ですよ。これが60%という、これもあるのです。私が今回の29名厳しいなと思っているのは、37.5%ですから。22名ですから。地元の足寄中学校から希望されている方というの。ここが非常にづらいというふうに思っております。

そんなことも含めて、先ほど放牧酪農学科のお話もいただきました。さきの議会でいち早く議員は地域の方のこういうことも言っているよということもありまして。これはきわめて貴重な御意見だなということもありましたから、実はこの間も非公式にこの新しい高校づくり推進室のほうに、非公式に実はちょっとそこら辺のこともちょっと探りは入れてあります。なかなか厳しいというお話は伺っていますけれども。

一応、いずれにしても、どんな手、ありとあらゆる手を使って、ともかく来年の入試についても特例であろうが何であろうが二間口80名の募集に何とか実現をさせていき

いというふうに思っています。

それとも一つ、私がおのことにこだわりということが何かと言いますと、中学校の在生というのうちは平均しますと50名超えているのですよ。もっと言えば、隣町と比較したら悪いのですけれども、これまでは本別の中学生のほうが多かったのです。これもちょっと手元に資料持っていませんけれど、ここ数年で実は逆転しています。というのは、足寄町の出生する子供の数が多いためです。ですから、そのことも含めて道教委に37.5%の進学率でちょっと説得力どうかという不安はありますけれども、しかし、根拠はやはり50数名の在生がいるのだと、一クラス、1学年。ですから、そのことを根拠に、このことでいきなり一問口なんていうことになってしまえば、仮に足寄中学生全員が足寄高校入りしたいのだと希望した場合にあふれてしまいますよね。ですから、そこそこだけなんとか避けたいということ根拠にしながらしっかりとやっていきたい。

それと、もう一つ誤解しないでほしいのですけれども、教育委員会ともしっかりと連携を取りながら。何か私は一生懸命やっていると褒めの言葉をいただいて教育委員会どうなのだというふうにちょっと聞こえたものですから。これは、しっかりと連携をとりながら教育長のほうから、これはもう中学校の先生方とも連携をとりながら、そういった進路指導という部分についても対応していただくようにお話をしています。

ただ、現実問題としてこの進学問題というのは、やはりそれぞれの御家庭でお子さんの成績の状況も含めて、これは極めて難しいです。行政のほうから、平たい話、あなたの子供足寄高校行け、行かないとけしからんなんて、こんなことになりませんので、これはなかなか難しい問題でありますけれど。しかし、先ほど申し上げたとおり、いろいろな手、ありとあらゆる考えつくことをしながら、もちろん振興会のほうとも連携をとらせていただきながら、なんとか来年の二問口、

そしてもっと言えば、将来の展望に立ったときには、その地元の特性、放牧酪農学科ということについても、しっかりと道教委のほうと申し入れをしながら検討をしていただくように努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、9番井脇昌美君の一般質問を終えます。

ここで暫時休憩をいたします。

11時10分再開といたしたいと思いません。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

6番 前田秀夫君。

（6番前田秀夫君 登壇）

6番（前田秀夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一般通告書に基づきまして質問をいたします。

事件名、建設・土木工事の労働安全確保について。

国の労働災害統計では、全産業中、建設・土木工事の占める災害の割合は、休業4日以上の死傷災害で20%、死亡災害で30%として、依然として高い。高度成長期に建設された建設物、構造物が寿命に達し、数多くの建物が解体必要となり、解体作業の過酷な労働、危険な作業を排除するため、機械化が進んできております。そうした今日の状況において、当町の事業発注時の労働安全確保については、労働安全衛生法に基づいて、作業従事者名簿等において建設機械の免許の有無を精査し、発注要件の点検を行っていると考えられるが、その基本たる大もとは北海道建設土木工事共通仕様書に基づくものと思われるが、以下の点をお伺いをいたしたい。

一つ、26年予定の建設・土木工事発注時は、何年度改訂版を活用なのか、考え方を

伺いたい。

一つ、北海道建設土木工事仕様書以外に、当町として付帯事項があるのかを伺いたい。
一つ、解体作業に関する解体用機械は、平成25年4月12日に労働安全衛生規則が一部改正され、それ以前の車両系建設機械、解体用の運転技能資格者は特例の講習を修了する必要が規定されていましたが、労働安全確保の立場から、事業発注時にそうした精査をどのように実施をしているのかお聞きをしたい。

一つ、新たな安全対策を要する解体用機械は、労働安全規則での定めは鉄骨切断機、コンクリート圧搾機、解体用つかみ機であり、当年度以降、行政内での橋梁等の老朽化に伴う解体等があると思われませんが、その点検行為と町独自での特例講習資格を有した機関等を招聘し、建設業を対象に周知し、町の補助金で講習ができていないのかを考え方をお聞きしたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 前田議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の何年度版の共通仕様書を活用するのかについてであります。北海道建設部土木工事共通仕様書は、毎年10月に改正されることから、平成26年4月発注工事においては、平成25年10月版を使用をし、平成26年10月以降の発注工事は平成26年10月版を使用することとなります。

2点目の町としての付帯事項の有無については、特に付帯事項を示してはおりませんが、関係法令等の厳守を図り、労働安全の徹底に努めるよう指導を行っております。

3点目の運転技能資格者の確認については、契約後速やかに施行計画書とともに技術者選定通知書を提出させ、その中の運転技能講習修了証（写）によって、技能有資格者の確認を行っております。

4点目の町費補助での講習会開催についてであります。工事施工に必要な各種資格等は請負業者の責任において取得を行うべきと

考えておりますことから、町費補助による講習会の開催については考えておりません。

以上、前田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
6番。

6番（前田秀夫君） ただ今の町長の答弁で大枠については理解をしているところでありますけれども、まず最初に労働安全確保全体を通じてお話されてというふうには私は理解しませんが、第1番目にお聞きしたいのは日本国憲法以下労働安全確保上の基本理念について、町長の所見を伺いたい。もう一度言います。日本国憲法以下労働安全にかかわっての確保がございませぬけれども、事業発注時にかかわっての基本理念につきましてお尋ねをしたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） ただ今の御質問は、日本国憲法あるいは労働安全衛生法、これは法律で決まっていること。これは遵守事項でありますから、ある意味コンプライアンス、法令遵守のこれはもうすぐ当たり前のことでございますから、当然我が町の工事発注についても当然、法令遵守、コンプライアンスの徹底ということにつきましては、請負業者に対してもそのことはしっかりとお伝えをしているということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） わかりました。

ただ、確認のために、今町長がおっしゃられた各関係法につきましては、第一議的には基本理念としては生命の尊重ということの理解でよろしゅうございますか。そういう理解でよろしいですか。

議長（吉田敏男君） ちょっとお座りください。

答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 法にはいろいろな定めがあるわけありますから、当然生命の

尊重なんて、これは至極当たり前のことと私は思っておりますし。それから、労働安全衛生法の主旨というのは、ともかく労働災害を起こさせないというのが一番の基本理念だというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） わかりました。

そこで、第5次の総合計画策定時の関係で少し絡めてお尋ねをしたいわけでありましてけれども、御案内のとおり、この策定時というのは少子高齢化、過疎化、それから補助金改革、地方交付税の大幅削減等々において、地方自治の厳しい未来跳梁の中で策定された。以降、生き残りをかけ要財政自立プランに沿い、年次的な実績が示されてきております。もう10年を経過し、新たな第6次総合計画は統一地方選などの諸般のことから、27年度中に足寄町開発審議会へ諮問を行い、答申を受け策定のこととありますが、各般にわたる事業での生活基盤整備は町民の意思反映の事案からしての必要不可欠なことと思われま。そこで、これまでの総合開発の部分的、公共的な事業に関して、再質問を行います。

一つとして、足寄町第5次総合計画では、橋梁長寿命化修繕事業があり、さらには町有建設物解体事業等、平成28年度計画の北星団地でありますけれども、今予定されていると。

もう一つには、現在調査している老朽化などの関係でございますけれども、橋梁、建設物はどの程度予定されているのか。また、それらの解体、廃棄、新たな建造計画など、また体育武道館解体事業等、具体的なものがあれば、予定年次を含めお示しを願いたい。

議長（吉田敏男君） これは前田議員、ちょっとお伺いをいたしますけれども。今の御質問の中では、橋梁とか建物ということでもかなり老朽化をしていると。そういった形の中で、これから行われるであろう、そういったことの中の安全対策ということの捉えでよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

議長（吉田敏男君） 予定する物件。第6次総合開発の中でですね。ちょっと再質問してください。

6番（前田秀夫君） 現在の私の質問の主旨は、総合計画では第5次分のやつを25年までもっていくということで、先ほど言いましたように、諸般の事情で26年度以降の第6次については、平成27年度以降つくるということになっておりますから。したがって、何次というふうに申し上げれば第5次ということで。その中の予定と安全対策を聞いたわけでありまして。

議長（吉田敏男君） 要するに26年度分という話だと思うのですよね。今年度分。その後の分については、ちょっと今、わかる。

ここで若干休憩をいたします。答弁調整。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、建設課長。

建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

総合計画の5次、6次ということではなくて、特に橋梁の関係につきましては平成23年度に橋梁の長寿命化計画を立ててございます。その中で現在考えておりますのは、特に橋梁の解体という部分でいきますと、平成32年度に螺湾橋の解体を1橋、長寿命化計画の中では計画をしております。

次に、建築物の関係でございますが、これも同じく平成23年度に公営住宅の長寿命化計画を策定をしております。その中で下愛冠の北星団地でございますが、平成28年度から平成32年度にかけて120戸の公営住宅の解体を計画をしております。それから、美盛団地でございますが平成29年度、30年度に28戸、それから上利別団地でございますが平成32年度に8戸の解体を、それぞれ長寿命化計画の中で計画をしているという状況になってございます。

それから、お話の中にありました、体育武道館の関係でございますが、これにつきましては昭和44年に建設をされたところでございますが、これにつきましては、現在平成27年度に解体ということで計画を持っているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） 計画は承知しておりましたので、ちょっと質問が複雑化したことをおわびをしたいと思いますけれども。

大枠はわかりましたし、具体的に27年度以降の解体予定物についても理解をしたところであります。

そこで、もう一度質問をして私の質問を終わりたいと思っておりますけれども、言うまでもなく、今後進められるであろう解体、あるいはその逆もそうでありますけれども解体修繕工事に当たっては、最大限、地場雇用拡大に向けられたいということをや請をしたいし、これらの事業の実施については破損物の試算、不安定な足場上での作業による転倒、解体等の建物などの壁などの崩壊、さらには解体機械の操作なども災害防止に万全を期するため、工事監督者の適切な指導と作業教育を工事発注時に十分行き届いた指導をし労働災害をはかられたいというふうに思います。

最後でありますけれども、言うまでもなく労働災害は社会経済と、それから生産という観点から見直せば大変大きな災害が発生することにより損失になるということは言うまでもないと思っておりますので、そうしたことにも十分御配慮をした発注時の監督者含めての受注者への指導、教育をさらに要請をして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） お答えはよろしいですか。

6番（前田秀夫君） よろしいです。

議長（吉田敏男君） これにて、6番前田秀夫君の一般質問を終えます。

次に、4番木村明雄君。

（4番木村明雄君 登壇）

4番（木村明雄君） それでは、お許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。

質問事項については、天然記念物保護対策について。

1点目、螺湾本町から1.5キロ、道道664号線をオンネトー方面へ向かうと、シオワッカ公園があります。これは、地下水に含まれる鉄やマグネシウムなどの鉱物質が沈殿しドーム状に成長し続けているもので、世界的にも化学的にも貴重なものと言われております。足寄石炭華半ドームといい、我が町の文化財第1号にも指定され、町天然記念物になっており、年間旅行者が何万人もの観光客が立ち寄っております。しかしながら、このまま放っておきますと、枯渇をし崩壊につながると私は考えております。なぜなら、今から24年前、平成元年11月にシオワッカ橋が建設をされました。最初10年ほどはドームのほうへ水が流れておりましたが、その後、地震の影響なのか何の影響なのかはわかりませんが、地下水の脈が変わり、現在ではシオワッカ橋の上からでも見ることはできませんが、橋の土どめ護岸から水が噴き出し、ドームにはほんの少ししか地下水は流れおりません。これから観光シーズンに入り、観光客が立ち寄った際、かさかさ乾いた石灰華半ドームは期待はずれになるかと考えます。手遅れにならない少しでも早い時期に徹底調査をし、対策を講じる必要があるかと考えますが、教育委員会の所見を伺います。

議長（吉田敏男君） 続けてください。

4番（木村明雄君） それでは、2点目。オンネトー湯の滝は、地上でできるマンガン鉱物の観測のできる場所として、世界的にも貴重で学術的にも高く評価され、2000年9月に天然記念物に指定されましたが、外来種の熱帯魚が生息し、マンガン生育に必要なシアノバクテリアとマンガン酸化細菌を食べてしまうということで、環境省が有害魚類の絶滅を図るために何度も挑戦をし、失敗しな

がら進めていると聞いております。現在、根絶のためにどう進めているのか、また保護と活用の両面について具体的に方策を検討するとありますが、それはどのようなことなのか。これらについて、教育委員会にお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 星崎教育委員会委員長、答弁。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 教育委員会から、木村議員の一般質問について答弁させていただきます。

1点目のシオワッカに対する保全策についてであります。本町上螺湾にある石灰華半ドーム、シオワッカは湧き出した地下水に含まれるカルシウムや鉄、マグネシウムなどの鉱物質が沈殿してドーム状に成長し続けている学術的に貴重なものとして、平成4年8月に足寄町の文化財第1号となりました。

その後、平成13年度に地元自治会からシオワッカ鉱泉の湧出量が減少し、ドームの乾燥化が進んでおり保全策を要望されていたことから、平成15年度に専門の調査会社に鉱泉湧出量を回復する方策、保全策について調査委託を行っております。

当時の調査結果では、当面は湧水量が枯渇したり、ドーム自体が崩れるなどの心配はないと提言されていますが、定期的な水量の測定や、夏場などに湧水が減少する時期は湧水がドーム全体を覆うよう水を確保することが望ましいとされています。

湧水の確保には、何らかの手だてが必要ですが、近接から湧水を引くことは水質が違ふことから逆にシオワッカ自体を崩壊させる恐れがあり、今後も注意深く観察を続けていく必要があります。

2点目のオンネトー湯の滝マンガン酸化物における外来魚類の根絶についてであります。オンネトー湯の滝は陸上で観察できる最大のマンガン酸化物の生成場所であり、世界的にもほかに例を見ないとして、平成12年9月にオンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地として国の天然記念物に指定されてお

す。

しかし、湯の滝に生息する魚類がマンガン生成現象にとって極めて危険な存在であることが専門家や文化庁から指摘されたことから、魚類の駆除取り組んできました。外来魚類の駆除については、平成11年から町教育委員や教町職員や町観光担当職員、観光協会等により毎年網での捕獲やポンプで湯だまりの温泉水を汲み上げながらの駆除を行ってきました。

また、環境省では、平成18年度から20年度まで指定自然環境保全活動事業、グリーンワーカーとして駆除を行ってきましたが、根絶には至っていない状況にあります。

環境省において、平成24年度には生態系維持回復事業に向け駆除に関する調査を行っており、平成25年度からは根絶に向けての新たな方策といたしまして、生態系維持回復事業により、滝から流れ落ちる温泉水を迂回させる工事を行い、湯だまりの水温を生息できない水温にまで下げることによって外来魚が死滅することが期待されており、本来の自然回復し貴重な天然記念物が保全されるよう願っているところであります。

以上、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番。

4番（木村明雄君） 私は、シオワッカの近くに住んでおり、今では昔のシオワッカについて詳しく覚えている人が少なくなってきました。私が子供のころ聞いていた話では、戦争前まではあの水を利用し、沸かし湯の温泉宿があり、打ち身、捻挫、冷え性に効くと言われ湯治客がたくさんいたそうです。そしてまた、私は機会があるたびにシオワッカへ出向き、もうこれからかれこれ半世紀以上もあのシオワッカを観察してきたと、こんなふうに思っております。それだけに、現在噴出している水量は当時の3分の1、または4分の1ではないかと考えております。

この質問をするに当たり、昨日確認をしてまいりましたが、もう枯れる寸前の状態で、シオワッカ石灰華半ドームの鍾乳石といいますが、風化をしながらぼろぼろと下方にはがれ落ち、そんな感じしております。これについて、本当に教育委員会として、あれをしょっちゅう見ているのかどうなのか。そしてまた、これがいつごろわかったのか。それよりも何よりも、あれを何とかしなければならぬという今感じているわけなのだけれども、その辺についてお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

昨年も雪の降る前、現地のほう確認してございました。議員おっしゃられるような状況になっていることは承知してございます。

それで、今できる方法として、環境整備でございますが、ドーム内に溜まっております枯れ葉などの除去をしながら水の流れをよくする。その程度のことしか、実はできておりません。ただ、専門家のお話によりますと、シオワッカ付近については、螺湾川沿いに100メートル程度の範囲で所どころガスが出ていると。それで、地下水の流れについても、まずそういうことから変化しているのではないかと。同時に、水の流れの変化によってドームの形も変化してきていると思われまふということでもあります。ここ10年ぐらいの間にドーム下流付近がかなり急速に盛り上がっている状態も見られ、人工的な対策を講じることは望ましくないですよと、そんな報告も受けているところであります。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 4番。

4番（木村明雄君） 今説明をいただきましたけれども、これ人工的な力を加えるということは望ましくないというお話も今聞いたわけなのですけれども、これ橋のほうへやはりこの水が変わってしまったということは、私にすれば、このまま置いておくとこれは時間の問題でだめになってしまうのではないかと

という気がするわけなのですよね。やはり昔の水の流れに戻すということであれば、あの石灰ドームがそのままこれから先にもその水でなければならぬということになるのだろうと私は思うわけで、そうすれば、その水の量をふやすことによって風化をしないで今までどおりに少しずつ大きくなっていくのだと思う。ところが、このままこれを放置して見ても見ないふり。そんな形の中で進むとするならば、先ほど言ったように、あのせっかくできた華半ドームが風化をしてだめになってしまふというふうなことを考えて。これは私が考えるわけなのだけれども。そんなことを考えるわけでありますので、これについてももう一度やはり考えてみる必要があるのではないかと思うわけなのです。その辺について、お伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

地球の部分ということで、非常に難しいのかなと正直考えております。自然が相手ということでもありますし、どういう状況になってくる、中がどういうふうになっているのか、そういうこともなかなか見えないところでもありますので非常に難しい部分かなと思っております。

現状では、先ほどお話ししたように、推移を見守ることしかないのかなと思っております。

答弁になっているかどうかわかりませんが、以上であります。

議長（吉田敏男君） 4番。

4番（木村明雄君） これについては、答弁になっていないと私は思っております。

これは、観光客、これから先に向けてでも一日も早い足寄町への観光客が期待をしながら、足寄町に出向いているという中で、一日も早いもう一度調査をし、対策を講じることを私は期待をしたいと思っております。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。オンネトーマンガン鉱物生成現場の

質問に入りたいと思います。

有害魚類の熱帯魚とありますが、種類は何種類生息しているのか。そしてまた、量的にはどれほど生息している、あるのか。その辺について、わかればお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

外来魚であります、ナイロテピアとグッピーというふうに理解をしております。

それで、23年度の実績の数字が手元でございますので、そのことで答弁をさせていただきたいと思っております。

捕獲しましたテラピアにつきましては740匹ほど、グッピーにつきましては3,700匹ほどで、4,400少々というふうに押さえてございます。ちなみに、22年度の実績では9,000匹程度捕獲をしているということでもあります。

議長（吉田敏男君） 4番。

4番（木村明雄君） これはテラピア、それからまたグッピーと今お聞きをいたしましたけれども、そのほかはいないのかどうなのか、これも後からお聞きをしたいと思っております。

それから、先ほど、これを絶滅されるために、流れを迂回をさせていると。凍死をさせるのかなという気はするわけなのです。これは本当にやっかいなことになったものだなと。凍らせて凍死、絶滅をさせると聞きましたが、今までにこれについて何回も挑戦してきたのではないかと、そんな話も聞いております。これからの失敗を繰り返さないためにも、慎重に事を運んでいかなければならないのではないかと、こんなふうに思うところでございます。

凍らせるということは、親は死滅をしても卵は生きています。冬眠はする可能性があるわけでありまして。その辺について、私もいろいろと考えてみたわけなのだけども。水を、例えば切りかえて、そこを乾燥させ、干し上げる方法も一つの方法ではないのかなという気

もいたします。そこで、これらについてどのように考えているのか、期間的というか日にち、これは長期化するのではないかという気がするわけなのだけれども。その辺について、お伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

駆除につきましては、先ほど教育委員長からの答弁にもございましたように、平成11年以降やれない年もございましたが、年2回やってきた年もありまして、24年度までで23回ほど実施をしてきたと。数字でいけばそういう言い方になるかと思っております。

それから、これも先ほどの答弁にもありましたように、環境省において、25年度から根絶に向けた生態系維持回復事業ということで、滝から流れる水を迂回させるということで、その池に入らないようにということで、まずそういう対策をして。いずれにしても、池自体は凍るわけではありませぬので。温かい水を入れなくて温度を下げると、そういう手法かと思っております。それで、これ25、26、27の3年間で事業を実施することとなっております。ことしの春にこの工事を実施しまして、暖かくなった時期を見て、どういう状況になっているのかということで確認をするというふうに報告を受けているところでございます。以上です。

議長（吉田敏男君） 4番。

4番（木村明雄君） これについても、やはり一日も早い絶滅を図っていかねばならないということだと思っております。

やはり、マンガンにもこれは支障をきたすというようなことなわけですので。観光客がそこへ行って見られるようになっているのかどうなのかちょっとわからないですけれども。わかりました。

それから、やはりそのくらいだったら、これはまだ生き残るのだと、私は思うわけなのです。これはやはり徹底した形の中で。水があればやはり生き延びられる。それとまた卵

を産むわけだね。ですから、やはりここについては、先ほど私が言ったように迂回をさせてそこはもう2年も3年も干し上げてしまうということにすれば、これは絶滅ができるのではないかなと。そんな気がするわけなのだけれども、これはいろいろな専門家がいろいろと考えてくれるのだろうと、そんなふうにするわけでございます。これは25、26、27年でまたやるということですから、その辺も私の提案したということも頭の中に入れていただきながら、進めていただきたいと、そんなふうにしてあります。

足寄町は、阿寒国立公園の玄関口であります。我が町の観光スポットは、1に足寄動物化石博物館、フォストリーあしょろ、それから2番目に里見が丘公園キャンプ場、そしてシオワッカ石灰華半ドーム、町の天然記念物、それから4番目には北海道遺産に指定されたラワンブキ群生地があります。そして、5番目には阿寒国立公園、オンネトーの湯の滝、マンガン鉱生成地。これは国の天然記念物であります。そして6番目には我が町自慢のオンネトー、これがあります。これは足寄町観光協会が足寄町ネット上、紹介をしているわけでありまして。日本全国の人、または世界中の人たちが、旅行者が阿寒国立公園へ向け観光として出向いて来るわけでありまして。その玄関口が足寄町であります。

今の時代、旅行者におもてなしという言葉をよく耳にします。我が町に期待を寄せながら立ち寄ってくれる観光客の期待を裏切ってはならないと私は考えます。最後に、それらについて足寄町の思いを町長にお尋ねをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、木村議員からも具体的な場所等を含めてお示しをいただきました。

改めて言うまでもなく、我が町は十勝管内のほかの地域に比べても神秘の湖と言われるオンネトーを始め、数々の地域資源というも

のを持っている町だというふうにしてあります。とりわけ、オンネトーの観光客の入り込み数は毎年40万人前後ということにもなっているわけでありまして。

これまでも、足寄町の観光物産協会が中心になっていただきながら、それぞれその他いろいろな団体、地域の方々含めて連携をしながら足寄町の魅力、これをPRしていただいているわけでございます。私も札幌だとか飛行場だとかいろいろな所に行ったときにそれぞれの町の観光のパンフレットあるのかなということ結構見て回るのですけれども、結構我が町の観光パンフレットというのはなくなっているのです。これは、決してうちの担当者だとか、あるいは観光協会がさぼっているわけではなくて。それだけ、足寄町というのは多くの人材も輩出しておりますから、やはり知名度もありますから。そういう意味で、いい意味でなくなっているのだというふうに認識もしているところでございます。

足寄町は、そのほかに食べ物でもいろいろなおいしいものたくさんありますわけでありまして。引き続き、また関係機関・団体とも連携をしながら、多くの町外の方々から我が町足寄町に訪れていただくよう、引き続きまた努力を重ねてまいりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

（発言する者あり）

議長（吉田敏男君） これにて、4番木村明雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。昼食のためです。1時再開といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

7番 田利正文君。

（7番田利正文君 登壇）

7番（田利正文君） 議長の許可をいただ

きましたので、一般質問通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

質問事項であります。平和な社会に向けた取り組みについてです。

福島原発事故は、政府の収束宣言とは裏腹に、事故の原因も現状も汚染水対策も、東電のその場しのぎの取り組みで、いまだに解決のめどころか、当面の対策すらままならない状況であります。しかも、人々の生活も事業者のなりわいも、町の復興・再生も遅々として進んでいません。自分の故郷、自宅に帰りたくても帰れない人々がまだ数十万人いるという状況にあります。

原子力の平和利用ということで、原子力発電所が地震大国の海岸ぶちに多数つくられ、何重もの安全対策があり絶対に安全ですと、このように言われ、安全神話をすっかり信じ込まされ、3.11後初めて多くの町民がうそだったことがわかったのではないのでしょうか。

こうした経験をした私たちが、二度と同じ過ちを繰り返してはならないと思います。こうしたことから、行政執行方針では、全く安全に平和のうちに暮らすことの大切さについて触れられていませんが、例えば、平和事業、平和啓発活動という意味での取り組みがあってもいいのではないかと思います。

2012年9月定例会の私の一般質問に対する答弁の中で、ミニ原爆展の開催、非核平和宣言をした日とか、原爆を投下された日など、節目での啓発活動について検討したいという主旨の答弁がありました。改めて町長の所見を伺います。

同じ視点で、教育委員会の取り組みの中に、平和教育という意味での取り組みがあってもいいのではないのではないかと思います。

同じ定例会の中で、前加藤教育長が「具体的な事業展開を、どう進めていけるかということを含めて検討します」旨の答弁がありました。改めて教育委員長の所見を伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 田利議員の一般質問にお答えいたします。

核兵器のない平和な世界の実現は、人類共通の課題であり、我が国は世界で唯一の被爆国であるとの立場から、世界に向けて訴えていくことが重要であると認識しております。

また、原発問題を含め、安全安心に平和のうちに毎日を暮らすということは、言うまでもなく、すべて国民にとっての願いであると考えております。

本町におきましては、平成7年9月14日に足寄町議会が非核平和都市宣言に関する決議を行い、非核三原則の堅持と、恒久平和の実現を願い、明るく住みよい幸せな町民生活を守る決意を表明するとともに、同年11月1日に足寄町が非核平和のまち宣言を行い、その後、日本非核宣言自治体協議会に加盟するほか、平成20年2月28日には平和市長会議に加盟をして、国内外に向けて平和推進のまちであることを広くアピールしており、町のホームページにおいても非核平和のまち宣言をしていることなどを掲載しております。

また、核兵器全面禁止のアピールへの署名など、核兵器廃絶に向けた運動にも協力させていただいているところであります。

御質問のミニ原爆展の開催や節目での啓発活動についてでございますが、まず、ミニ原爆展の開催につきましては、議員からの一般質問を受け検討させていただきましたが、原爆に関するパネル展の開催がここ数年、7月後半から8月前半にかけて民間有志の方々により実施されており、原爆が投下された日や終戦の日が含まれるこの時期が、改めて平和について考える上で一般的に広く認知されていることから、現在町として他の時期を含めた開催は考えておりません。

また、節目での啓発活動につきましては、これまでに非核平和のまち宣言をしていることを、町の広報誌において掲載しております。

今後におきましても、引き続き核兵器のな

い平和な世界の実現に向けて、そのときどきの状況に応じた啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、教育関係に関する御質問につきましては、教育委員会委員長から答弁させていただきます。

議長（吉田敏男君） 星崎教育委員会委員長、答弁。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 教育委員会から、田利議員の一般質問の平和教育について答弁させていただきます。

平和教育について、教育委員会主催事業としては計画しておりませんが、学校教育や生涯学習を円滑に推進していくことが平和な社会の形成につながるものと考えております。

平和に関する指導は、次代を担う子供たちのために学校教育活動として教育課程に組み込まれております。

今後においても、平和に関する指導が体系的、計画的に推進されていくよう、教育課程の管理に努めていきたいと考えております。

以上、田利議員への答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
7番。

7番（田利正文君） 再質問に当たりまして、平和な社会に向けた取り組みについてという一見無謀というか、直接町政に関係のないような大きなテーマにしたのかということについて、少し触れてから再質問に入りたいと思います。

ある高齢者の方が、今の政治を見ていると戦前の状況に似てきていると言われました。いろいろ話しているうちに、平和な社会でだれでもが安心して暮らせる世の中でなければならぬと改めて思ったわけであります。

3月は1日、アメリカはマーシャル諸島、ビキニ環礁で広島に投下された原爆の1,000倍という水爆実験が行われ、第5福竜丸ほか約1,000隻の漁船、約1万人の漁師

が被爆することがあり、10日東京大空襲十万人死亡、13日大阪大空襲1万5,700人死亡があります。全国で60万人以上の被害者が出ました。3年前の11日、東日本大震災、福島原発事故など、多くの命が失われる重大な歴史が刻まれている月であります。

足寄町も加盟している平和市長会議パリ支部顧問の美帆シボ様は、13日付の日刊紙1面で日本に対するフランス人の見方は、年配の人は第2次世界大戦の記憶とともに、アジアで大量殺りくをした国、その下の世代は技術立国というイメージです。毎年8月になると、テレビで戦争特集があり、日本兵が中国人の首を軍刀で切るシーンが流されます。日本では決して流れない映像だと思います。

3.11は、フランス人にとって福島です。技術大国という見方は完全にはげ落ちました。福島があんな状況なのに原発の再稼働、輸出はいいのというのが、フランス人の見方です。

フランスのルモンド紙が安部首相の政治について、ナショナリストと書き、日本人を知る人からはどんどん軍国主義になっている、危ないとの声を聞きますと語っています。原発大国と言われるフランスですが、そのフランス人が今の日本をこのように見ているのだということだと思います。

南ドイツ新聞でも、3.11を体験した日本が原発を再稼働させるだけでなく、地震大国トルコに原発を売り歩くこと自体が信じられないと書いています。

今の政治の行く末が、平和と対局をなす不穏な状況下にあるという認識は、私も同じであります。こうしたときだからこそ、町民の命と暮らしを守る地方自治体の立場と役割が求められているのだというふうに考えています。

自然災害は別として、戦争を始め原爆、空襲、核実験、原発事故は人災であり、人災は人間が起こすものですから我々が防ぐことができるし、防がねばならない問題だと思います。特に、放射能問題は半減期だけで数十万

年かかると言われており、二度と起こしてはならない問題です。私たちが生活をし、なりわいを維持していくには、平和で放射能汚染などのない安全な社会がなくてはなりません。こうした視点から、再質問を行いたいと思います。

町長の答弁を聞いてちょっとがっかりしたのですけれども、ミニ原爆展を検討しますという前回の答弁がありました。どこかでやってくれるのだろうという淡い期待をしておりましたけれども、できないということで。8月にこだわらなくてもいいと私は思っているのです。つまり、3月、この今言ったとおり、いうところに、ぜひお願いをできないかという思いがあります。

それからもう一つは、3.11が終わった後なものですから、フォトジャーナリストの森住さんという方がいらっしゃいます。その方が出された写真集を見て改めて思ったのですけれども、アフガニスタン、イラク、それからチェルノブイリ、そこに現場に行って内部被曝された方の何十年か後の姿、あるいはイラクであれば何年後かですね。そういう人たちの子供たちの写真を撮ってきているのですけれども、見るにたえないです。イラクに派遣された米兵が本国に帰りますね。若い兵隊には、帰ったら3年間子供をつくるなという上からの命令が出たそうですけれども、そんなことできませんよね、若い方が。当然、生まれてくるのは奇形児が生まれてくる可能性が高いということになります。それで、森住さんがイラクのファルチャーという所の小児科、産科で撮った写真を見せていただいたのですけれども、両親が生まれたすぐの子供をすぐ撮ってくれと言うわけですよ、森住さんに。なぜかと言うと、この子はすぐ死ぬと。あと何時間かで死んでしまうと。この子は、あなたに写真撮ってもらうために生まれてきたのだと。だから、この子の写真を撮って世界に知らせてほしいと。放射能の恐ろしさがどういうことなのかということを知らせてほしいと言うのですね。その生まれてきた

子供がどういう子なのか。無能症なのですよ。あるいは、手足がないのは当たり前だけれども、口蓋裂というのですか、兎のように上のあごの骨がないとか、それから内臓の一部がないとかいう子供が生まれてくるのです。あるいは、本当に魚みたいな、蛙みtainな形で生まれてくるとかいうのがいっぱい写真があるわけです。それを見ると、何年後かの福島で被爆をされた方、放射線を浴びた方が将来こういう子供が生まれたり、あるいはこういうがんになったりということがあり得るといふふうに思うのですね。前の質問でも私しましたけれども、そんなことも含めて、警鐘の意味でぜひ検討してもらえないかというのが1件です。いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど答弁した部分につきましては、前回議員から質問がございまして、検討させていただくという答弁をさせていただきました。そのうち、先ほども申し上げたとおり、検討をしまいいりましたけれども、先ほどお答えしたとおりのことで、現段階で町独自でということでは現段階考えていないという答弁をさせていただきました。

このことは、決してそのことを否定をしているということではなくて、こういった平和の問題ですとか、あるいは原発事故も経験したわけでありまして、そういった部分、これは私の思いとしては行政の役割、あるいは議会も含めて、先ほど申し上げたとおり、平和都市宣言だとかそういうことをやっけてきているわけでありまして。そこで、これは私が首長に就任したときから申し上げているのですけれども、やはり協働によるまちづくりをしていきたいのだというお話。当然、行政ですから指導的役割を果たさなくてはいけないというのもあるのだというふうに思っています。ですから、先ほど答弁したとおり、行政としてはホームページに載せたりだとか、そういう役割を果たしているわけですか

ら。それとまたあわせて、原爆展については民間団体がやっただけというだけであります。ですから、そういった運動の問題というのは、むしろこれは私の期待感も含めて、そういう町民の中でそういう動き、どんどん出てきてほしいなという、そんな思いもあります。ですから、当然そういうことを民間団体の方がやった場合については、むしろ行政側にも働きかけをしていただいて、例えば共催をするだとか、あるいは講演をするだとか、そういう形の展開のほうが私としては望ましいのかなど。そんな思いをしているわけでございます。

原子力発電所のことについても、私はもう個人としてもいろいろな思いをしておりますし、あの教訓というのは絶対に忘れてはいけませんし、教訓化をしていかなければいけないということでもあります。しかし、それもやはり、そういった世論づくりがされない、これはなかなか私個人が、あるいは田利議員個人が思ったって、それは実現できるかということ、そうではないのだというふうに思っています。ですから、先ほどの答弁、決して後ろ向きだというふうに私は思っておりません。むしろ、逆な言い方をすれば、そういった地域の方々、住民の皆さん方、民間レベルでそういった動きをしていただくことに対する期待感も含めての答弁ということで、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 前回の質問の後にホームページに非核都市宣言を載せているというので、ホームページ見せてもらいましたけれども、ちょっとがっかりしているのです。というのは、項目がこう並んでいるところにちょっと入っているだけです。僕が期待したのは、というのは、前回の一般質問で町長とこのことについてやり取りした思いが含まれていないという感じがしたのです。というのは、こういう宣言を足寄町はしていますと。なぜかという、こういう思いがあ

りますよというのが、町長の一言がこうちょっと並んでいて、そして町長の顔でも入っていて、入っているといいなというふうに僕は思ったのです。それが入っていないで、ただずっと並んでいるから、ああ羅列かというちょっとがっかりしたのがあります。それは感想です。

多分、町長や課長の皆さんは公務で成田とか羽田とか行くこと多いと思うのですけれど、戦後69年独立日本の国ですけれども、旅客機が羽田に下りるときに通れない区域があるというのを多分存じていると思うのです。岩国エリアだとか横田エリアだとかって、幅と高さが決まっています、そこは避けて通らなければ空港に離着陸ができないというふうになっているのだそうですね。それもいろいろ調べると、ピンクだとかグリーンだとかイエローだとかと、いろいろな構図が全国に張り巡らされていてなっているそうですね。そんな国もないそうですね。そんなこと自体も知ったものですから、なおのことなのです。

それでもう一つは、何年前ですけれども道南のある小学校を標的にして戦闘機が来て爆撃機の態勢をとって、また上昇して行くというようなことをやったということが出ましたけれども、それと同じことが今横田エリアで。前橋市で33万人、それから渋川市で8万人、高崎市で37万人いる。こういう人口密集地帯で低空飛行でそれをやっているのです。今、そういうことがあるものですから、ぜひ平和な問題、それから安全に暮らせるという問題でも考えてほしいなと思ったのはそこなのです。

市役所に抗議が来るのも岩国が一番多いのは、やはりこの低空飛行で来るやつがすごいのだそうです。保育園とか小学校を標的にして来るのだそうですね。いきなりビルの陰からぐっとあらわれてくると。飛行機の継ぎ目が見えるそうありますから。そんなことがありますので。

それで、そんなことも含めて、前回のとき

に、これは2012年の9月の一般質問ですけれども、道の駅に足寄町のマスコット、あゆみちゃん、それから放牧酪農のメインである牛を立体的につくって、そしてあそこで言えば、松山千春さんの埤があって、手をかざせば音が出ますよね。そういうふうに行っているかどうかは別にして、町長の声で我が足寄町へようこそいらっしゃいましたと。我が足寄町では平和都市宣言をしていますと。そのためには、こういうことがあったからこういうふうに行っているのですというようなことが流れると。町長の声でまずいというのであれば、きれいな声の持ち主の方をお願いして、そういうことが流れるということがあってもいいのではないかという思いがあるわけです。なぜかと言うと、年間17万4,000人があの道の駅に来られるわけです。そこで、放牧酪農やっていると。これが牛なのだねと。それで牛に触れると。それから、あゆみちゃんのマスコットにも触れると。そして、目でも見られるし耳でも聞こえるという、いわばモニュメントと言うのでしょうか、そういうものがあるのもいいのではなから思っています。もちろん今すぐどうこうというのは、金のかかることですからあれですけれども、そんなこともぜひ検討に値はしないだろうかと前回のときにお聞きしたら、検討しますという町長の答弁だったように思います。それもぜひ具体化をしていただけないだろうかという思いがあります。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

田利議員から、より具体的な啓蒙あるいは啓発の提言もいただきました。

前回、記憶しているところ、非常に鹿に関する事故が多発しているということもあって、そういった道路標識だとか、そういった部分の検討できないのかということで、それについても検討させていただくというようなことでお答えをさせていただいた記憶がございます。

ただ、道の駅で放牧酪農、あるいは非核宣言のというのは初めて聞いたように思っております。記憶がなくなっているのかもしれませんが。

いずれにしても、お答えしたことは、検討はさせていただいているのは、これは事実でございます。ですから、鹿の衝突事故の問題等々を含めて啓発についても検討させましたけれども、やはり道路標識等々のこと、あるいは景観の等々のこともあって、ちょっと現実的ではないということもあって、これは日常ふだんから当然、これは列車に乗ってもそうですけれども、日常ふだんからの鹿が出没する地区ですよだとか、そういったことをいろいろな機会に啓蒙していくということが現実的なのかなと、こんなふうに思っております。

今、具体的に道の駅でモニュメント的なものを含めて、放牧酪農のまち推進の関係だとか、あるいは平和都市宣言の関係も含めてという、そんな御提言もいただきましたけれども、そういったことも今後参考にはさせていただきましても、ただこの場で実現しますということは、ちょっとお答えできないということは御理解いただきたいと。

ですから、それは行政課題というのはいろいろなことがたくさんあるわけですから、そういう中であって、何を有先的にやっていくのか、あるいは効率的にやっていく場合についてはどういう形が効率的なのかということ、常に検討をしながら、御期待に添えるかどうかはわかりませんが、今後も御意見を参考にさせていただきたいということをお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 12年の9月の議会のときに町長が今言ったことで、すぐできるかどうかは別として検討させてもらいますというふうには言っておりますので、改めて言っておきます。

最後ですけれども、もう時間がなくなりましたので、私は教育関係の仕事には直接関与し

たことはありません。それですが、いまだに覚えている詩があります。それは「教えるとは未来をともに語ること、学ぶとは真実を胸に刻むこと」というフランスの詩人の言葉です。子供たちが校長先生が言っているから、他人の先生が言っているから、あるいはテレビ・新聞に載っていたから正しい、間違いのないと思うのではなく、自分の頭で考え判断できる、行動できる、分析できる力をつけることが大事だと思います。そしてまた、大人も含めていかにそのことが大切か、必要かということについて、身近なところでは原発の安全神話で経験したところではないでしょうか。

ある作家の方が時の政府はときどきよいことをしてくれる。しかし、大きなうそをつき、約束は守らないと言いました。第5福竜丸の政治決着の問題、広島・長崎被爆、被爆症認定の問題、ハンセン病隔離の問題など、たくさんあると思います。

8日、「原発のない福島を」県民大集会に参加した、ノーベル賞作家の大江健三郎さんは、次にだまされたら私たちに未来はないと、このように述べて、世界で最も厳しいというかぎ括弧つきの基準をクリアすればという原発再稼働のならいを批判しました。情報化社会を生きる今の大人が、マスコミなどの報道にまどわされることなく、加害者にもなるし被害者にもなるという歴史的事実に基づく当たり前の歴史認識を持ち、子供たちに近現代史をしっかりと伝え、継承していくことの具体化が平和教育、あるいは歴史教育として必要ではないかというふうに思いますが、教育委員長の所見を伺った上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

教育長（藤代和昭君） 教育長です。

冒頭の詩は、多分フランスのアランゴかなと私思っているのですが、まさにそこにちりばめられたことについては、教育の賦役だなと思っています。

御案内のように、すべての活動や営みも平和な社会や、そういうものがあって成り立っていると。したがって、日本国憲法や教育基本法の前文にも平和がうたわれていると。学校教育法に基づいて、学校の教育活動が行われるのですが、平和教育という言葉はないのですけれども、平和に関する、先生方から言うと指導、子供から言うと学習ですね。そういうものについては、学校の教育活動のすべての領域、つまり教科、道徳、特別活動、それから総合的な学習時間の業域に、今言ったような、例えば公民でありますと、憲法そのものが平和憲法ですよと、あるいは歴史の中で戦争の歴史だとか悲惨さだとか、長崎・広島原爆の投下の問題だとか、いろいろなことを学ぶ。さらには、国語の中で悲惨な戦争の物語について。総合的な学習の時間も、国際理解教育の中では、いわゆる平和国家の希求ということで、他国の人々とも本当に平和に向けて交流をしていくと。体験を通してです。そんなことで、衝撃的な、一括的なものはないのですけれども、いわゆる平和についての大切さ、平和国家の希求ということについて、まさに長逝するように、慣用するように体系的、継続的です。小学校の段階から、義務教育、中学校3年まで、9カ年をとおして積み上げてきているということですので、御理解のほどをよろしく賜りたいなと思っています。

議長（吉田敏男君） よろしいですね。

これにて、7番田利正文君の一般質問を終わります。

次に、8番 熊澤芳潔。

（8番熊澤芳潔君 登壇）

8番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

質問の前に、このたび東日本大震災の日から4年目に入りました。まだまだ復興が進んでいないということが聞いてございます。関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、事件名でございますけれども、交通安全対策についてと。

一つ目に、目立つ高齢者の交通事故死。十勝管内の2013年の交通事故者数は21名で、前年、16名より増加しており、65歳以上の高齢者事故者数も12名で前年より増となっております。中でも、道路横断中に跳ねられるケースや夕方から夜間にかけて発生した事故で、いずれも高齢歩行者が犠牲になる典型的なケースが多いと言われております。そこで、行政として高齢者の交通事故対策をどのように取り組んでいるかをお聞きします。

二つ目、道路交通法の一部改正により自転車の走行の統一ということでございます。道路交通法の一部改正が2013年6月14日公布されまして、12月1日より施行され、自転車利用者については、路側帯の通行を車道と同じ左側に統一されました。また、ブレーキがない場合には、警察官が整備や運転中止を命じることもできるようになりました。そこで、行政として自転車走行について、住民周知等の対策を講じたのかお聞きいたします。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の一般質問にお答えをいたします。

高齢者の交通事故対策の取り組みについては、老人クラブなどを対象とした交通安全教室を毎年開催をし、平成25年度は18カ所、285名の参加をいただいております。

また、平成25年9月には十勝総合振興局、警察、市町村、交通安全協会などによる「とかち安全運転呼びかけ宣言」キャラバンを本町でも取り組み、関係団体とともに住宅を訪問し、65歳以上の高齢者の家族、友人、知人が、高齢者が外出をするときに交通安全を呼びかける、呼びかけ隊員として108人の登録をいただきました。

さらに、交通安全の全般的な啓発活動として、赤色回転灯装備車によるパトロールや交

通安全キャンペーン、交番・駐在所だよりの自治会回覧などに取り組んでおります。

次に、道路交通法改正による自転車走行の住民周知等の対策についてであります。昨年の12月1日に道路交通法が改正され、自転車の検査等に関する規定の新設と、軽車両の路側帯通行に関する規定の整備がなされました。

道路交通法の改正が降雪期となり、学校の自転車通学も終了してございましたことから、路面状況が回復し自転車の利用が始まる時期での広報・啓発活動を計画し、児童・生徒においては自転車通学許可前に学校で、一般町民については3月の自治会回覧で周知することで準備を進めております。

今後も、交通安全の取り組みについて最大限の努力をしてみたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番。

8番（熊澤芳潔君） 啓蒙、啓発につきましては今御説明あったとおりでございます。わかりました。

まず、事故防止のためには、運転者、歩行者双方が事故を起こさない、巻き込まれない意識が大切で、特に高齢者につきましては今以上の交通安全の啓蒙、啓発が意識が必要とされていますけれども。

一つ目に、夜行反射材の活用が言われていますけれども、最近、私も夜車で見るということもあるのでございますけれども、それをつけた方が少ないような気がいたします。このことにつきましては、どのような方法で防止策として活用されているのか。昨年あたりには、夜行反射材の実績についてだとか、広報の配布の方法ですね、もしわかれれば、お聞きいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 住民課長でございます。

ただ今の御質問でございますけれども、日

没後に効果を発揮します反射材につきましては、従来くつに貼りつけるタイプを配布させていただいておりましたけれども、昨年の9月から大きな腕章型の反射材ということで、より目立つものに変えさせていただきました。

配布におきましては、老人クラブの交通安全教室とあわせて9月以降配布させていただきまして、平成26年度以降も継続する予定でございます。現在、配布した枚数でありますけれども、四つの老人クラブに出席された89人の方にお配りさせていただいているところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） はい、わかりました。

腕章ということについて、私ちょっと勉強不足で申しわけございませんでした。

私、腕章はどのようなものかわかりませんが、夜歩いてみますと、やはり中にはこの横だとかくつだとか、反射材を使っています非常に目立つのですけれども、そこら辺のことは、そしたら腕章ということも改めてそれ以上に効果があるということで変わったのかなと思いますけれども、その点についてひとつよろしくお願ひいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 議員御指摘のとおり、足のかかどにつくものより、腕に巻くほうが目立つということもありまして、より大きな反射材に変えることで、運転者の方から発見が早くできるということで、大型のものの腕章タイプに変えさせていただいたところでございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） それと次に、啓蒙の関係でございますけれども、今御説明のとおり、自治会だとか老人クラブ等での活動が考えられますけれども、ただ現状ではやっておられる自治会、また老人クラブでも交通安全についてやっておられる自治会と、いろいろ

ばらばらなのかなという気もいたします。それで、行政独自のそういったことについての考え方も考えられますけれども、高齢者の皆さんの一部の方に聞きますと、2番目の自転車の件もそうですけれども、聞いていませんよという方もいらっしゃいます。そういったことも講習会なども、やっていただければありがたいなということではお話しする方もございますので、今後においてもそういったことの講習を徹底して多くやっていただければと思いますけれども、その点についてちょっとお伺いしておきます。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地優君） 老人クラブにおける交通安全教室につきましては、町内でありまして各自治会等の老人のクラブ等にお声をおかけして交通安全教室の開催をお願いしております。お手元の資料では、ほとんどの自治会にお呼びかけをしているということで、まず集まっていた中で御説明させていただきたいと考えておりますし、そのほかの部分につきましては学校だとか、そういう形で行わせていただいております。

今回の道路交通法の改正に伴います自転車につきましては、今後、路面状況が改善されて自転車の運転が始まる時期の前には、学校におかれましては学校のほうに御説明をさせていただきたいというふうに考えておりますし、一つは住民の皆さんに対する自治会の回覧広報でお知らせするとともに、今後4月以降また平成26年度の老人クラブの交通安全教室もございますので、その中でも今回の改正等も含めて御説明させていただきたいというふうに考えています。

このような形で進めていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。そのように、高齢者の交通事故がふえているということございますので、そういった徹底した形の中で進めていただきたいと思います。

それで、自転車の関係で2番目の質問に入る前に、このたびの自転車の規定整備、また自転車事故による判例を説明したいと思えますけれども、主に自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備ということだそうでございます。自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限りますと。この場合、歩行者の通行は妨げないように進行しなければなりません。このことが明記されていなくて、双方向で通行ができたわけでございますけれども、路側帯の左側に限るようになったということだそうでございます。そのほかに、自転車安全利用5原則ということがございまして、自転車は車道が原則、歩道は例外。二つ目に、車道は左側通行と。三つ目に、歩道は歩行者が優先で車道よりを徐行。四つ目に、安全ルール。これは、飲酒運転だとか二人乗りはだめだとか、それから夜間はライト、それから信号無視はだめだとか、それから交差点での一時停止と安全確認、それから子供はヘルメットを着用というような形で変わってきてございまして。

この自転車によるもう1点でございますけれども、相次ぐ高額賠償ということでございまして、2002年には男子高校生による強引な運転によりまして、60歳の方が亡くなったということで、賠償額が3,138万円。それから2007年には信号無視で55歳の方が亡くなったと、5,438万円。2003年には片手運転で38歳の方が死亡、6,779万円と。こういう形で、自転車といえども自動車と同じような実態になってきているところでございますので、特に行政としても啓蒙、啓発というものが必要ではないかなという気がいたします。

そこで、質問の主旨につきましては、御案内のように、自転車の利用者が高齢者が多いと。このたびのように、道路交通法が改正になっても、車の運転者と違いまして知る機会が少ないということから、行政としても事故防止のためにも住民の周知が必要だと思いま

すけれども、なかなかやっていただけていますということでございますけれども、参画者が意外に高齢者の方は少ないのかなという気はいたしますけれども、特に、高齢者の皆様への啓蒙、啓発の必要性を強く要請いたしまして、質問を終わりたいと思えます。

町長の答弁もよろしく願います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

交通安全については、これはもう私から言うまでもなく、しっかりと取り組みをしていかなければならない。

この間、我が町の、参考までに、交通事故による死亡者ゼロの日が932日継続中でございます。これは、もとより交通安全協会の皆様方、あるいは町が委嘱しております交通安全指導員の皆様方、そのほか自治会、あるいは老人クラブ等々含めているいろいろな関係機関の皆様方との絶大な協力をいただいた結果がこういうことになっているのだというふうに私は思っております。とりわけ、交通事故自体をゼロというのは、これは正直申し上げて不可能なのかなという、そんな思いもありますけれども、しかし、仮に残念ながら事故が起きて、死亡事故にはつながらないというのは、これはお互いの声かけですとか注意によって、これはもう本当に防げるものだというふうに思っております。いい例が隣町の陸別町。もう数千日続いていますから、それに続けられるように我々も努力をしますし、また引き続き関係機関・団体の御協力もお願いをしながら、交通安全対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、8番熊澤芳潔君の一般質問を終わります。

次に、5番 高道洋子君。

（5番 高道洋子君 登壇）

5番（高道洋子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問

をさせていただきます。

福祉ボランティア活動の充実強化について。

足寄町第5次総合計画では、足寄町は2020年には高齢者人口が総人口の40%を超えると推計していました。また、先月発表された足寄町年齢別統計表では、総人口7,436人、65歳以上の高齢者人口は2,657人で35.7%が高齢者となり、総人口の3分の1を超えました。

思いのほか急速に進む高齢化の福祉政策として、本町は重点施策として先進的に医療と介護、保険・福祉の連携システムの構築に取り組んでおります。

3月5日、町長が行政執行方針に述べられているように、現在、高齢者等複合施設の整備に取り組み、来月には地域支え合いセンターが開設されます。また、複合施設に併用される認知症高齢者のグループホームと、生活支援長屋が完成すると、高齢者の環境は大きく改善されるものと期待しております。

今回、行政執行方針で町長は、福祉の運営面では「ボランティアなど地域のさまざまな人材の確保など、体制整備を図りたい」と述べられていました。町が自立するには自助、共助、公序が成り立ってできると言われていますが、本町の共助の取り組みは、今まで一般的な取り組みに終始し、とりわけ大きな進展はなかったと考えています。高齢者人口の高い本町では、町民のマンパワーが必要であり、その中でも特にボランティア活動が大変重要だと考え質問しました。以下、お伺いたします。

1点目、本町のボランティア活動の実態について伺います。

本町に組織化され、登録されているボランティア団体数と人数。そのうち、高齢者福祉にかかわり活動している団体数と人数。ボランティア活動に参加されている人の年齢層。

2点目、本町のボランティア活動の課題について伺います。

3点目、社会福祉協議会の中にあります、

ボランティアセンターの目的と役割について伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 高道議員の一般質問にお答えいたします。

まず、本町のボランティア活動の実態についての御質問ですが、福祉や教育、環境美化などの分野で22団体、約520人のボランティア組織があります。

そのうち、高齢者福祉にかかわり活動しているのは、足寄町社会福祉協議会ボランティアセンターに加盟されている5団体のほか、要介護者とその家族を支援する介護者の会と遊鶴の会があります。

また、地域ボランティア組織として、3団体1自治会、足寄西部、旭町、下愛冠、中足寄が安否確認などの見守り活動を、さらに町内13社が除雪サービスを、その他民謡やカラオケ同好会、各種団体女性部等による福祉施設の慰問やイベント事業への協力など、さまざまな活動を実施していただいております。

なお、福祉ボランティア活動に参加している年齢層ですが、足寄高等学校ボランティア部コロポックルを除きますと、おおむね60歳から70歳代が中心となっております。

次に、福祉ボランティア活動の課題についての御質問でございますが、組織運営面では、新規の入会者が少なく高齢化が進んでいるとして、役員のなり手も含めた担い手の確保が課題となっております。また、参加者個人としては「活動時間をとるのが難しく出席できない場合があり、迷惑をかけてしまう」といった悩みを抱えているほか、活動に参加しない理由としては、特別な活動というイメージで自分にはできない、若い現役世代の方にとっては「時間的余裕がない」とする声が多い現状にあります。

3点目の御質問については、足寄町社会福祉協議会から報告いただきましたボランティアセンターの目的と役割について申し上げ、回答とさせていただきます。

まず、目的については、地域住民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成、援助を行うとともに、ボランティア相互の連携を密にし、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資するとしており、設立から約30年を迎えようとしております。

次に、役割でございますが、一つには、グループ・個人のボランティアの登録。二つ目に、ボランティア活動をしたい人、必要とする人の紹介。3点目に、各種ボランティア講座の開催。4点目に、ボランティアに関する情報提供。五つ目に、ボランティア保険の加入窓口。6点目として、活動に対する相談・援助等としております。

具体的には、ボランティア活動をしたい人とお願いしたい人の相談をお受けをし、支援を必要としている方へ橋渡しをする役割を果たしているほか、研修会を実施してボランティア活動の知識、技術の向上に努め、ボランティアの養成並びに情報の提供に努めていくとしております。

以上でございますが、今後においては足寄町地域支え合いセンターの運営を始め、高齢者の在宅生活を支えてくために、社会福祉協議会と協議、連携してボランティア活動の活性化に向けて体験の機会や広報誌等による情報の提供など、その具現化を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

5番（高道洋子君） 再質問をいたします。

このたびの質問は、第5次総合計画の高齢者の生きがいづくりの中に「高齢者自身が地域社会の中でみずからの知識と経験を生かし社会参加できる環境と、高齢者の多様性・自主性を支援する」また「高齢者が積極的に参加できるボランティア活動の充実を図る」と書かれております。高齢者ボランティア活動

について、主に最初に質問いたしますので、御理解いただきたいと思います。

介護保険制度だけでは支えきれない福祉サービスを、65歳以上の健康な高齢者が取り組む介護支援ボランティア制度の導入について伺います。

この制度は、以前から関心を持って調査し、高齢化率の高い足寄町にあう制度と考え一般質問の準備をしていましたが、過日の地元紙に「ポイント励みにボランティア」の見出しで掲載されておりました。

制度の内容は、介護サービスを受けていない65歳以上の健康で元気な高齢者に、介護支援ボランティア活動をとおして、生きがいと地域貢献と社会に参加する場を提供する制度です。国が認めた有償ボランティア制度で、登録者には活動時間に応じてポイントが付与され、年度末において現金とか商品券などに交換できます。もちろん限度額の設定があると思いますが、具体的な取り組み方はその町村によってさまざまだと思いますが、例えば1時間1ポイント、100円相当だとすれば、年間50ポイントまで上限にするとか、そういう取り組みなのですが、この制度の導入について、協働のまちづくりを目指す足寄町に取り入れていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 答弁いたします。

今の介護支援ボランティア制度についての御質問をいただきました。

ボランティアに登録した65歳以上の方が、社会福祉施設で活動を行うことによって、その実績をポイントとして付与して、そしてその申し出により換金をしていくと。結果、その換金された部分については間接的ではありますがけれども、介護保険料の支払いに充てることができるような仕組みとして、東京都の稲城市が一番最初にこの制度を立ち上げたというふうにお聞きしてまして、多くの市町村でこの制度が導入されていると。北

海道では、苫小牧市が最初に導入されていますし、十勝管内では、議員仰せのとおり、十勝管内では3町村が実施をしているということでございます。

私ども、本町におきまして、実は役場の北側に建設を進めています高齢者複合施設、この建設、当初の基本構想の段階から、実は私どももこのシステム導入できないか、もしくはこのポイント制に限らず有償ボランティア制度の導入も含めて検討できないかということで、社会福祉協議会さんともいろいろ協議を重ねてきたところでございます。

それを進めていく上でも、やはり裾野を広げていかなければいけないということもありまして、社会福祉協議会さんでは昨年からボランティア講座をいっぱい開催していただいている。ことしでいきますと、延べ7回ぐらい開催をしていただいで、なんとかその普及に努めていただいでいるところでございます。そしてまた、ことし2月に、正式にでありますけれども、社会福祉協議会会長さんのほうから文書において、この制度を導入していきたいという要請をいただいたところでございます。

本町といたしましても、社会福祉協議会さんが、そういった実施機関の中心的な役割を果たしていただける体制づくりも含めて、前向きに検討していただきたい旨、回答をさせていただいておりますし、本格的に詳細な制度設計を進めていきたいな、あるいはボランティア団体の皆さんとも相談をさせていただいて進めていきたいなというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） 担当課長からの大変前向きな御答弁ありがとうございます。

このポイント制が導入されましたならば、ボランティア活動にもどんなにか励みと弾みがつくと思いますし。他町村でやっている池田と幕別と芽室町が今取り組んでおりますけれども、そこの人たちの話を聞きますと、こ

のポイント制を導入したことによって、足寄町では男性のボランティアが女性よりも圧倒的に少ないのですけれども、その3町とも男性のボランティアさんが大変ふえたということも伺っております。ですから、この励みと弾みです。それと、今課長がおっしゃったように、ボランティア人口の裾野が一段とふえていくのではないかなということが思われます。そして何よりも、高齢者みずからがボランティアを活動することによって、今も実際やっている人はやっているのですけれども、自身の介護予防につながる活動だと思われけです。

本当に、先ほど問題点が言われましたけれども、私が捉えている問題点としましては、婦人ボランティアさんを始めたたくさんのいらっしゃるけれども、どうしても活動に参加する方が限られてくる。特定の人が繰り返しボランティア活動をしている。ここ10年や20年です。それから、活動についての情報が不十分で、なかなか提供が受けづらいというか、そういうことです。それから、先ほど言った、男性ボランティアが少ないとか。それから、活動拠点がなかなかないとかということが追加の問題点としてあるように思われます。

大変、ただ今前向きの御答弁でございましたので、ポイント制につきましてはこれで終わりますして、次の再質問させていただきます。

先ほど、通告書の答弁の中で、ボランティア活動の組織の実態、課題につきまして、またボランティアセンターの役割につきましても御答弁をいただきました。

次の質問ですけれども、この社会福祉協議会の中にあるボランティアセンターです。そこに、今答弁の中で登録以外に複数の地域の、たくさんと言ったほうがいいのか、地域ボランティア団体があるということがわかりました。今の御答弁では22団体があるということでございます。

そういうことで、みんな頑張っていらっ

しゃるのですけれども、ただ欠点というか、私が思うのには、このボランティア団体がお互いに交換したり交流会をしたり、連絡調整をしたりする連絡協議会と言っていいのか、ネットワークと言っていいのか、組織が当町にはありません。それは、お互いに、独自に、例えば、各ボランティアの団体の窓口があちこちにあるわけです。例えば、役場の中で調べてみただけでも、例えば福祉課にボランティアの方がいたり、それから住民課でも所属していると。それから経済課とか教育委員会とかといったように、それぞれの担当課が団体を所属抱えている状態で、何か団体全体を掌握したり、福祉だけではなくて地域ボランティアも掌握したり、それから一定の情報提供をするという場合に、こういうばらばらであっては効率的ではないのではないかなというふうに思うわけです。多種多様のボランティアの団体を一つに統括することによって、活動強化に向け情報交換したり、リーダー研修ができた、また情報提供を公平にスムーズにすることができるのではないかと、そして組織が活性化するのではないかと、思うわけです。

そこで、連絡協議会のような、名前は何でもいいわけなのですけれども。団体相互のネットワークというか、そういう設置についてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

住民課長（寺地 優君） 福祉や教育、環境美化など、多様な目的によってそれぞれボランティア団体が活動を行わせていただいておりますけれども、それぞれの分野ごとのボランティア団体については、交流が行われているのではないかと、思うに思っています。

議員指摘のとおり、全体のネットワーク、連絡協議会みたいなものはございません。

確かに、ボランティアにおける課題も答弁の中でお話しさせていただいたとおり、さまざまな課題がある上に、重複してそれぞれの

団体に加入されている方もいらっしゃるのではないかと、思っています。

確かに、各団体の自主性もありますし、団体の意向もございませぬけれども、情報の共有化だとか課題の解決に触れた部分、大変重要な課題だと考えておりますので、今後ネットワークか何らかの形で全体と交流できるような場に向けて前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） 住民課長から、前向きに検討したいということで、よろしくお伺いしたいと思います。

時間がちょっとございませぬので、もう一つお伺いしたいと思います。

ボランティア活動を充実させるために、組織体として、団体として、スムーズに組織が活性化させるためにも、またボランティア人口の裾野を拡大するという対策のためにも、ボランティア・コーディネーターというのが管内では2町村ほど置いているわけなのですけれども、このコーディネーターの専門職の方を設置することについて、いかがでしょうか。お答え願います。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（櫻井光雄君） ボランティア・コーディネーターの配置する考えはないかという御質問でございます。

現在、社会福祉協議会さんの中には、ボランティアセンターというのがありまして、その中で、その事務局を社会福祉協議会の事務局職員が実は担当されている状況にあります。

今回、専任か兼任かということでありませぬけれども、現在は兼任という形で仕事をされている状況にあります。

私ども、こちらの役場の北側に建設する、ことし4月からオープンします、地域支え合いセンター、その一部でありますけれども、介護予防等を行っていく地域交流施設といいますが、そちらの部分には専任の福祉コー

ディネーターを配置をさせていただいて、元気なお年寄りも、ちょっと介護の支援が必要な方も含めて、この中で予防事業をやっていこうというふうに思っています。

この専任の福祉コーディネーターさんについては、老人クラブですとか、身障者の会ですとか、あるいは母子寡婦会ですとか、そういった団体等とも非常につながりを持っておりまして、なんとかそういったボランティアの皆さんの支援を取りつけながら、予防につなげていこうというふうに考えております。

ただ、先ほどもお話ししました、介護支援ボランティア制度を仮に導入するようになったときに、その換金制度の仕組みですとか、そういった部分でどれぐらいの事務量が発生してくるのか、そういった部分をもう少し見きわめさせていただきながら、そういった制度の専任体制が必要なのか、今までどおり兼任体制でできるのか、そこら辺についてまた社会福祉協議会さんとも十分に協議をさせていただいて対応していきたいなと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 5番。

5番（高道洋子君） あと5分でございまずので終わります。

そうですね、コーディネーターも社会福祉協議会のお仕事を見ていると、これから4月からますますあそこは忙しくなる組織だな、団体だなというふうに思います。新たな活動やお仕事、それはみんな兼任でやっているわけですし、ましてボランティアもセンターに登録されている人たちの把握だけならいいのですけれども、そのほかに先ほど22団体があるということで、やはり専門の方を置いていかないと、ここでボランティアのスムーズな運用というか、活動活性化が難しいのではないかなという思いから、コーディネーターのことを提案させていただきました。

それで、足寄町にあっても、本当にボランティアの方は、今ここに520人となってお

りますけれども、7,400人の人口の中で、せめて2,000人、3,000人という半分とまではいかないまでも、そういう人たちが足寄に住んでいる中でボランティア活動に1回でも3回でも参加したこと、経験したことがあると言われるような、同じ人が何回もではなくて、そういうシステムというか風土というか、協働のまちづくりをやっていただきたい、推奨していただきたいなという思いがあります。

あと3分でございまずので、町長から最後にボランティアに対する考え、御答弁をお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） ボランティアに関する基本的な考え方、あるいは重要性は、議員仰せのとおりだというふうに思っております。

先ほど申し上げた数、実際に活動していただいている団体あるいは数ということで答弁させていただきました。そのほかにも、認知症サポーターの講座をやったりだとか、これはもう中学校だとかそういう所にもうちの保健師が çık かけて行ってそういう講座もしておりますから。そういった広がりというのは、着実に広がっているのだというふうに思っております。

ただ、一般的にボランティアというと、自分の空いている時間に自分のできることをやるやという、ある意味ばやとしたというか不確定な活動という具合にとられがちでありますけれども、まさしく今、私が考えているのは、先ほども福祉課長もお答えしましたけれども、この北側につくっている福祉施設の関連を含めて、この運営についても当然これは町あるいは指定管理者で受託者である社会福祉協議会が中心になってやっていくのは、これはもう当たり前のことでありますけれども。しかし、さらに施設運営面でとりわけ介護予防だとか、そういった部分でいきますと、やはり一面的にはボランティアを通してかかわっていただくことによって、議員仰

せのとおり、介護予防であったり認知症の予防にもつながるという側面もあるわけでありますから。これは本当に、とりわけ社会福祉協議会とも連携をしっかりして、ボランティアの位置づけというのを、よりしっかりと実際にまちづくりをしていく上で重要な部分だというように思っていますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、5番高道洋子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたします。

25分再開いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

1番 高橋秀樹君。

（1番高橋秀樹君 登壇）

1番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき、新事業・雇用創出のために6次産業化法をどのように活用するかという一般質問をさせていただきます。

足寄町は農林業が基盤産業であり、その産業を発展させ活性化させることが雇用を生み、人口減少に歯止めをかける方法の一つと考えています。現在、6次産業化法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）の施行により、1次産業者が新事業に参入しやすい状況で、なお補助制度が拡充されています。しかし、現状、1次産業者が加工、販売まで手がけることは至難のわざだと思われま。このような状況において、足寄町はどのようにこの法律を活用し、新事業・雇用創出に結びつけるか。また、町内2

次産業者、3次産業者を巻き込んだ事業展開をすることができないかと考えています。以上のことから、以下の質問をいたします。

1、足寄町の次世代エネルギー事業での現在の雇用状況と今後について。

2、6次産業化法への現在の取り組みと今後の活用について。

3、足寄町内1次産業者と2次・3次産業者のマッチングを行う方法の検討について。町長の御所見をお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の足寄町の次世代エネルギー事業での現在の雇用状況と今後についてであります。足寄町は平成13年度に策定をした新エネルギービジョンに基づき、地域資源を活用したエネルギーの推進や研究、調査を行い、これまでに具現化されたものは、木質ペレット事業や個別のバイオガスプラント、太陽光発電導入などがあります。これらの成果をもとに、次世代エネルギーパークとして平成24年10月に認定され、全国より視察研修の場として受け入れを実施しておりますが、事業による雇用状況については、とかちペレット協働組合への参加事業体での木質ペレット事業による雇用拡大の事例がございます。例としては、造林事業者において原料収集やペレット運搬作業により、延べ9人の短期就労者の通年雇用化が図られていることや、燃焼機器販売事業者においては、燃焼機器の販売が増加しており、今後雇用増を検討すると報告を受けたところでございます。

エネルギー事業を活用した新産業創出は、専門的技術と高額な事業施設建設等が必要であり、実施する事業者の創出が課題であると考えておりますので、今後も事業等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

2点目の6次産業化法への現在の取り組みと今後の活用についてですが、平成22年12月に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利

用促進に関する法律、略称「6次産業化法」が公布されました。

農林漁業の進行を図る上で、農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費拡大が重要であることから、地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上と環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的としております。

国の補助事業として、農業主導型6次産業化整備事業があり、みずから生産した農畜産物等を利用して新たに加工、流通、販売等のいずれか、または全てに取り組むこととなっております。

ただし、既に取り組んでいる分野においても拡充するための生産量の増加や品質の向上、品目の異なる農畜産物について新たな加工、流通、販売等に取り組む場合も支援対象となっておりますが、実施主体としての要件並びに成果目標のハードルが高く、地域内の農業者にとって厳しい事業内容となっております。町内事例としては個人による事業となっているのが現状であります。

現在、足寄町農業協同組合では、ラウンブキ、信州BS8-9苺を6次産業化ネットワーク活動交付金により、足寄町農業協同組合を含むラウンブキ生産者と新加工品製造ネットワーク及びラウンブキ特殊包装販売ネットワークを構築し、農産物処理加工施設での新商品開発、ネットワーク関連事業者による特殊梱包機器の開発、卸業者を経由した小売店による販売など、事業化に向けて検討しているところであります。

課題等ではありますが、足寄町農業協同組合の事業計画が推進されるよう、今後も協力していく考えであります。

3点目の足寄町内1次産業者と2次、3次産業者のマッチングを行う方法の検討についてですが、さきの御質問とも重複いたしますが、農業主導型6次産業化整備事業は、農業者個人での成果は厳しく、足寄町農業協同組合を主体とする構成員の構築と、農業経営を行う法人格の参入等が課題と考えております

ことから、町窓口において意欲のある1次、2次、3次産業を営む事業者からの御意見、御要望等の御相談に対応してまいりたいと考えております。

以上、高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番。

1番（高橋秀樹君） そうですね、木質ペレットの事業、これは足寄町において成功事例の一つだという考えています。非常に雇用の促進につながり、新しい産業が生まれたのかなど。そういうふうを考えております。

その中で、今後足寄町として、今こちらにありましたようにバイオマスですとか、バイオマスガス、バイオガスプラント、これ今現在個別でやられていると思うのですが、こちらの活用方法等をこの先、足寄町としては大きくする、今個別でやっているのですけれども、鹿追のように大きくするという考え方等々はあるのか。

もう1点、螺湾のふきの里にある雪氷の技術をもっと一般の方々にひろく、一般の方というか農業やられている方もかもしれませんけれども、そういうところに技術を提供していくという考え方はお持ちでしょうか。まず、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） お答えいたします。

まず1点目のバイオマスプラントの集約化についての大きな事業にできないかという御質問でございますけれども、本町で昨年の春からまず担い手となる、この計画を進めたいという事業者があらわれまして、それをもとにして本当にその集約ができるかと、その可能性を調査しようということで、バイオマスエネルギーセンター等に可能性調査ということで進めてまいりました。3月中にその報告をまとめて、4月以降に御報告をさせていただきたいというふうに思いますが、今例と出

ていた鹿追町のような、ああいう集約的な所をできないかということでもあります。

それともう1点。2点目の雪氷エネルギーを使った施設でございますが、こちらのほうは足寄町だけではなくて十勝管内何点が各自治体さんで行っている箇所もありますが、それぞれの地域を活用した中、雪を使ったり氷を使ったりということですが、本町においてはことのように雪の少ないときには、このマイナス気温の低い足寄町、氷をつくるということは非常に利点になっておりますので。この技術は確立されておりますので、もし事業者等含めてこのわざを使いたいという事業者さんがあわれれば、私どもそもそもについては事業等に技術的な説明等をしながら、進めてまいることは可能かというふうに考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 雪氷技術なのですけども、ほかの町村でも大きくやられている所もありますし。非常に技術としては農産物の保存、特に湿気を含んだ冷蔵の技術というのは、これ非常によろしいかと思っておりますので、足寄町としてもっと力強く進めていくべきなのかなというふうに考えております。

あと、バイオガスのことに関して、鹿追町では結構、売電をして収益を上げているというふうになっておりますので、こちらのほうもできる限り足寄町のほうとしてうまい形をとればなというふうに思っているのですが。その足寄町の持っている技術うまく町民の方に宣伝をする方法というか、そういうのがまだ確立されていないように思うのですけれども、その辺について御質問いたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） 先ほど、町長からの答えにありました次世代エネルギーパーク、これはこれまで私どもが進めてきた中にこのような雪氷施設を埋設し、個別であります。バイオマスプラントもございます。この次世代パークエネルギーの視察は町民であっ

てもお受けし、御案内等もさせていただきながら、あるいはパンフレット、ガイドブック等をつくっておりますので、こちらのほうどんどん活用しながら町民等に啓発していきたいというふうに考えております。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） よく理解いたしました。

続いて、2点目の6次産業化法のほうに移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

この6次産業化法での取り組みなのですが、こちら基本的には1次産業者の方に非常に力点を置かれているという形の法律になっております。この中で、やはり私の考えの中では、やはり1次産業の方がこういう6次産業化に向けていろいろな国のサポートとか支援等々の方策が出てきていると思うのですけれども、1次産業者の中でやはり6次産業化したいよという方の現状、そういう方というのはいらっしゃるのかどうかというのをまずお聞きしたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） これまでも6次産業化というネーミングができる前から、本町における特産物を活用してなんとか製品等を含めてできないかという御相談は過去にもありまして、そういったものについては、窓口（経済課）としては対応させていただいたという状況でございます。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） ということは、そのときどきによって、人がいるかないかというのはわかっていないというか、何と云うのですかね、その中で農家さんのお話を聞くと、やはり現状が非常に大変だと。その中で私たちは6次産業化にいくというのはかなり厳しいものがあるのだという話をよく伺います。6次産業化、町長も答弁の中でおっしゃったように、やはりハードルが非常に高いようになっています。これをハードルが高いのはもちろんなのですが、いかに。今現状、足寄町の中でも何人かの方が6次産

業化に向けて一生懸命やられている方がいらっしゃる。そういう方を一つのモデルとして、足寄町としてどのようにほかの農業のやられている方に、その技術というか考え方を移植するというか、そういうことの啓発でもないですけど、そういうことはできないのかなというふうに、実を言うと私は思っています。

その中で、農業をやられている方を、農協さんだけがまとめていくのではなくて、足寄町としてどういった方向性がないかなというふうに考えているのですけれども、そういうことというのは足寄町として今現状やられているでしょうか。お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） お答えいたします。

6次産業化法は、平成22年度にできあがって、23年の4月から1章、2章、3章と全部がすべてできるようになったのですが、御承知のとおり、先ほどのハードルが高いというのは、成果目標がかなり高いということもあって、あるいは参加農業者数3戸以上であるとか、かなり厳しい制約があったということは事実でございます。その後、いろいろとやはり国のほうもかなり緩和をされていて、今はさきの答弁のとおり足寄農業協同組合さんが進めている、いわゆる6次化産業のネットワーク事業の交付金ですが、こちらのほうにつきましては、例えば町内、あるいは農業者のみではなくて商工会を含めた団体さん、事業者さんが含めた中で、こちらにも実は3社以上ということにはなっているのですが、異業種の方々がそれぞれに、それぞれの得意分野を持ちよってやっていくという形がだんだん整ってまいりました。そういう意味では、御相談させていただければ、窓口等でいろいろな話をさせていただきたいのですが。

もう一つ、本町で進めている事業は、具体的にはまだ6次化法の中には進めていませんけれども、例えば足寄町産業振興事業という

ものを平成25年度からやらせていただきました。これは、最高限度が100万円ということもありますが。それから、さきの足寄町の事例の中で、この6次化法をやろうと思ったのですけれども、おっしゃるようなハードルが高いということもあって、当時あった地場産品開発振興奨励事業、これも事業費100万円ということもあって、こういった御支援をさせていただいておりますし。こちらについては、公募等も含めて啓発をさせていただいたということでございますので。いろいろな意味では、担当のほうに御相談いただければというふうに考えております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 農業者の方には、やはりサポートが手厚く、サポートセンター、これはどこにあったかな。振興局のほうで十勝サポートセンター、6次産業化のサポートセンター等々もあるように思われています。こちらは非常に農業者の方によろしい形になっているのかなと思います。足寄町として、そうしましたら1次産業者の方が、いや私は6次産業化をしたいよというのであれば、現状どのような支援策があって、ただ6次産業化がありますということで、こちらの振興局である国のほうに補助金を求めているマッチングというかをさせていくのか、そうではなくて足寄町として独自で「いや、それはいいぞ」と、「こういう補助金もうちらで考えるぞ」ということはあり得るのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） これまでの事例を勘案しましても、御相談は担当窓口のほうでさせていただきます。

今言ったように、一つは認定要件をクリアしなければいけないということであれば、認定要件に携わる悶々の御共有をさせていただいたり。今議員おっしゃったようにサポートセンター、中小企業の診断士を含めたサポートセンターのほうに紹介をかけていきながら、またその具体的な計画書をつくるという

ことのお手伝いをさせていただいた事例もあります。

そういった意味で、やはりいろいろな意味でいろいろなことをやりたいということがあって、御相談していただかなければ、なかなか見えない部分もありますので、こちらのほうとしてももし必要があればいろいろな形で啓発をさせていただければというふうにも考えております。

議長（吉田敏男君） 1番。

1番（高橋秀樹君） 私が今質問したのは、1次産業者の方々に関しての御質問でした。これ2番目です。

3番目の一番大事です。これ、3次産業者、2次産業者の方に私はマッチング方法はないのかという形で、これ提案をさせていただいているのですけれども、1次産業者の方にはやはりハードルは高いにはある程度のサポートというのがあるのですが、2次、3次産業者、私、6次産業化はもう推進しなければいけないと思っています、1次産業者のこと。2次産業者、3次産業者の方も足寄町も人口が7,500を切って非常に小さくなってきているというか、マーケットが縮んできているのが現状であります。これに対して、私たちが2次、3次産業者さんたちの産業を守るということではないですけれども、1次産業者さんの持っている農産物を2次、3次産業者が加工をして販売をつなげていくという足寄独自と言ったら変ですけれども、6次化法ではなくて、6次化と言うのか。まあ6次化というのか何と言うのかわからないのですけれども。そういうところに、実を言うと、足寄町が目を向けて2次産業者、3次産業者を守っていくと言ったら変ですけれども、支援をしていくという方法はないかなということを考えて、このマッチングという言い方をさせていただいております。

今後、やはり足寄町にある素材、これを付加価値をつけていかなければ、全国的に戦っていけなくなるのではないのかなと。そういうふうには私考えています。この付加価値を

つけることというのは、やはり2次業者なり3次業者さんのほうが1次業者さんよりは、僕は得意だと思っています。そういうことを足寄町として支援できる方法であり、そのところにサポートさせてあげてことをうまく考えてあげる。今現状でいくと、農業のやられている方、商業をやられている方、工業をやられている方、販売をやられている方、加工やられている方、いろいろあるのでしょうかけれども、どこも一つのまとまったプラットフォームがない。何とか、これを足寄町がプラットフォームを担っていただいて、一つの産業にさせていただきたいと、そういうように思いが僕の中にはあります。そういうことを考えた中で、そのようなマッチングをする方法は見い出せるのか、見い出せないのか、お伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今、議員が仰せのプラットフォーム化ということ。実はこの間、十勝全体で、とりわけ帯広市長の発進力ある方ありますから、フードバレー十勝ですとか、それから定住自立圏、あるいはバイオマス産業都市構想、これはいずれも私も望むところだということで参加をさせていただいております。

問題は、私自身すごく重たいことだなと思っているのは、問題はこのキーワードはだれがプレーヤーなのかという、この言葉はもう物すごく私はずっしり重く受けとめているというか。問題はそこなのですよね。ですから、先ほど来から経済課長お答えしているとおり、この間もそういったお話があれば、とにかく一緒になって物事を考えていく。そして、この間もお二人ほどですか、農業者の方がこんなことやりたいということで。なんとかこれフードバレーつなげないか、あるいは有利な助成制度ないかということも含めて一緒になって検討してきているわけありますけれども。それは、先ほどから言っている、それぞれの制度の中でなんとかこれマッチするなということで私どもが思っ

ても、やはり国がつくっている制度ですから、求められているもののハードルが極めて高いということで断念をしてきて。では、町として何かできないかということで、先ほど課長もお答えしたような形で対応させていただいているというようなことでございます。

ですから、いろいろなケースが考えられるのだらうなというふうに思っています。机の上では、しかし、それを統一的なきちんとしたものができるかということ、なかなか難しいということもありますから。私の思いとしては、当然そういうものが出てきたときには、今ある既存の私どもの助成制度の枠を超えるようなことがあるとすれば、これはもう積極的に私は前向きな支援というのは押していきたいなというふうに思っています。当然、そのときには、そういう事例があった場合については、当然議会にも相談をさせていただいてちゃんと事業が成り立つような形でバックアップできるような形。そういう思いは持っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1 番。

1 番（高橋秀樹君） まさしく町長がおっしゃるプレーヤー、これ大事なキーワードになっていると思います。助成制度がいくらできて、何ができて、やる人がいないという現状になってしまうと本当に物事が進まない。やはり、やる気のある人間がいなければ物事は進まないと私も考えております。

その中で、先般「足寄町道東道の着工、凍結解除へ」という見出しの新聞が出されました。これはやはり結構、懸念材料でもあるけれども、私はある意味これをチャンスに変えるといのも一つの考え方ではないのかなというふうに考えております。これはやはり賛否両論あると思いますので、あまり深いことは私はちょっと御回答は避けたいと思いますけれども、やはりこれをつくることによって、足寄町を通り過ぎてしまうお客様も出るかもしれませんけれども、逆に言ったら足寄町

にインターがあるので、そこから流入してくる人もふえてくるのであろうというふうに思います。

そういうふうになった中で、一番先に今何を私たちは喫緊としてやらなければならないのかということ、やはり観光道路であり、やはりそういうものをしっかりとやっていく。そのときに、やはり6次産業化というのは非常に私は重要な位置づけでなければならないのだというふうに考えております。

その中で、しっかりとした足寄町としてつくっていく間には、やはり産業がなければ町がなくなってしまうのだと、そういうような重いが私の中ではあります。ですから、やはりそういうことを考えてしっかりと6次産業化法をしっかりとやっていくことも大切です。産業を伸ばしていくということも大切です。しかし、お金だけを渡せばそれでいいというわけでは、私は、ないと思います。やはりその中には思いであり、技術でありということのをしっかりとノウハウとして進めていく。町がそれを主導権を担って進めていく役割になっていくべきだというふうに考えております。

最後に、町長の御所見をお伺いして、私の一般質問にかえさせていただきたいと思いません。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 今の議員からお話しありました道東道との関係も含めて。

要は、私、高速道路自体は、これは足寄町だとか隣町の本別町、陸別町、それこそ自治体側の単独の思いとは別次元の必要な北海道全体のインフラ整備だというふうに思っていますから、この間、何ともしもつないでほしいという要請行動にも積極的に参加をさせていただいております。そこで、議員仰せのとおり、当然今は足寄までしか来ていませんから、これがつながった場合には交通量が減るのではないのかと。要は、足寄の町、通過する人が減るのではないかと。これは、事実そういう現象が起きるかもしれません。ただ、

それは心配ばかりしても仕方がないのだというふうに思っています。具体的には、夕張-占冠間がつながるときにも、帯広がストロー現象で札幌に吸い取られてしまうのではないのかという、そんな議論も随分してまいりました。私はそのときも、決してそうではないだろうと。人口のキャパが違うのではないですかと。圧倒的に札幌圏のほうが多いわけですからというお話をさせていただいた経過もありますけれども。現実としては、当然行く人は行きます。しかし、現実、日帰りできるという、そういう利便性が出てきましたから、帯広に入ってきている流入人口と言いますか、これはもう相当効果があるという結果にもなっております。

要は、我が町足寄町においても、これは議員まさしく仰せのとおりだというふうに思っております。要は、魅力あるまちづくりをどうつくり上げていくのか。これは、先ほどの質問の中にもありましたけれども、足寄町には本当に他に誇れる観光資源、あるいは食べ物等々たくさんあるわけでありまして。そういう意味では、本当に地元にいる我々が足寄町のそういった宝ものと言いますか、外に誇れるものを本当にPRしきれているのかと。意外と地元にいるから、外から見ればすばらしいねというやつもなかなか気がついていないという部分があるのだというふうに思っております。ここ数年前からの取り組みをしております、高校生生の修学旅行の受け入れ。これなんかもうそうですね。旅行業者の方に聞きますと、農家に民泊すること、農業者がどんなことをやっているのか、これ自体がもう観光資源になり得るのだという、こんなお話も聞いたことがございますから、そういったことも含めてやはりそれぞれ町民の方々が、いろいろな所でいろいろな経済活動も含め、あるいは日常生活、いとなみを行っているわけですから。当たり前のことですね。当たり前のことをもう一度我々自身見つめ直して、これが売りにできる部分もあるのではないのかと。こんなこともあるのだというふう

に思っております。

そういう意味では、行政が果たしていくべく役割というのは当然、庁舎内部でもしっかり議論をして、関係機関・団体とも連携をしながら町のPR、情報発信に努めていきたいと考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） これにて、1番高橋秀樹君の一般質問を終えます。

次に、3番 榊原深雪君。

（3番榊原深雪君 登壇）

3番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

足寄高校の存続に向けた放牧酪農科の設置について。

3月7日の新聞報道によりますと、5日に実施された高校入試で定員80人に対し、受験者が29人でした。足寄高校の存続を確保しようと、地元関係者で組織する足寄高校振興会が6日夜、緊急役員会を同校で開きました。足寄高校の志願者を全道規模で集めるため放牧酪農を専門的に学ぶコースを道教委に陳情するよう、7日にも町に要請書を提出することでした。振興会会長は「足寄高校存続の前提には、二間口確保がかかせない。足寄の放牧酪農は全国的に知られており、他に例のない放牧酪農科の設置を道教委に陳情する町に要望書を出したい」と提案し了承されたとありました。この中で、町長は「足寄高校の存続を確保のためには町としてあらゆる方策をとる。振興会からの要請があれば道教委にも陳情したい」とありました。

存続を確保するための方策について伺います。

1、足寄高校放牧酪農科設置については、町が農協や関係機関などの意見をまとめ、設置にかかるリーダーシップをとっていくべきと思われる。そのことについて。

2、地元における放牧酪農家および新規就農をされた方からは、どのような意見がありましたか。

この2点について伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 榊原議員の一般質問にお答えをいたします。

足寄高校存続に向けた御質問であります。3月7日に足寄高等学校振興会長と校長先生が来庁され、来年度の入学志望者が29名という状況から、将来、閉校ともなりかねず、地域から高校がなくなることの影響ははかり知れないことから、足寄高校を存続させ活気ある学校とするため地域の特性を生かした北海道足寄高等学校に放牧酪農科の設置＝学科新設について、北海道教育委員会に要請するよう要望を受けたところであります。

1点目の質問において、町が農協や関係機関などの意見をまとめ、設置にかかるリーダーシップをとってくべきとのことですが、まずもって喫緊の課題として間口問題があります。今回の入学志望者が29名であることから、新1年生は1クラスとなります。そうなりますと、次年度の生徒募集が原則、一間口、40名定員となってしまうことから、何としても次年度も特例により二間口、定員80名募集となるよう北海道教育委員会および関係機関に要請活動を行ってまいりたいと考えております。

この際、今回要望のあった放牧酪農科の新設についても要請をする考えであります。

なお、農協や関係機関などの意見の取りまとめや、2点目の放牧酪農家および新規就農者の意見聴取等については次の段階での対応と考えており、繰り返しになりますが、まずは次年度、特例的に二間口の募集が実現できるよう全力を傾注すること、さらに将来を展望した地域の特例を生かした足寄高等学校の活性化という地元の思いを伝える要請活動を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番。

3番（榊原深雪君） ただ今、町長の答弁をお伺いいたしましたところ、やはり二間口ということで力を入れていきたいということなのですけれども、次年度の中学生の卒業生を見ますと、47人、その次が57人と、私の資料ではなっております。それですと、ことしと同じような状況があるやもしれませんが、ことし3月の広報から「まちから高校が消える日」というのがありました。その中で、卒業生がアンケートを取った中で、改善点はありますかというところで、高校振興会と共通した問題点が2点ほど重なったところがありました。それには「もっと小中学生へアピールしていけるとよいと思います」と。それと、足寄の中学生からの進学者の向上ということで一致しているのがありました。そのことにつきまして、先ほど井脇議員の答弁で家庭に入っていくのは難しいし、足寄高校にぜひというのはなかなか、というのは理解できます。ですが、そのもう一つの点で、ホームページを充実させてほしいというところが、高校振興会の中で意見もありましたし、高校生の中でもありました。そのアピールしてほしいというところで、何が活用できるかと言ったら、今マスメディアの時代でありますから、ホームページを活用していただきたいなど、私は思っているところであります。

そこで、今回足寄中学校の25年度の卒業生を見ますと、6割以上の36名の方が足寄高校以外の学校へ進学していました。将来の進路を考えた専門学科や高いレベルの大学進学に向けての進学校を選ぶのは理解できます。ですが、普通校の近隣の高校に行かれるのは、すごく残念なことだなど、私は思っております。

そこで、ホームページを見てみました。そのほうに、8名行かれた学校のほうのホームページは、やはり入っていきやすいですね。どんどん興味を持たせるホームページでした。そういったことが、私たちの町にも、高校にも必要ではないかなと思っております。

す。

高校におきましては、ことしの卒業生に対して、38名の生徒指導が行き届いておりまして、本当に成果を収められていることには、本当に感謝しているところではございません。

今後の二間口ということは、共通でお話、行政・教育執行方針の中でもありましたけれども、あらゆることを考えていきたいということを書いてありました。具体策がないのですね、その中にはいつも。どうしたら、小中学生からの進学が向上を目指せられるのか。この二間口というところを、募集を実現できるのかというところをお伺いしたいと思いません。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、近隣の、ずばり申し上げて、隣の本別高校に実は8名の方が志望をしているということで、これはある意味私も率直に言います。衝撃を受けました。

午前中の井脇議員の御質問にも関連しますが、この間いろいろな支援策を講じてきましたけれども、これが本当に効果としてどうなのよと。もう必要ないのかという、そんな疑心暗鬼といえますか、そんな思いにもしたわけでありまして。ただ、これは直接的にはいろいろ支障ありますけれども、いろいろ教育委員会のほうでもちょっと調査をしてもらった経過もありますけれども、やはり中学生が高校に行くときの進路、これはやはり御家庭の親御さんと、それと子供さん、もっと言えば子供さんの考えというか思いですよ。これは正確かどうかは別として、ちょっと探ったところ、1名の方は何か部活の関係があると。ほかの7名の方は、隣の「あなた、どこ行く」「本別だ」「では、私も本別」。こういう程度と言いますか、多分「程度」と言ったらしかられるかもしれませんが、そういう側面もやはりあるなということなのです。

だから、具体策がないということ御指摘ですけれども、正直言ってないのですよ。少しでも足寄高校に入っていただくべく、まずは行政としてできること、すなわち支援策をしっかりとやっていこうと。正直言って、どこにも負けない支援策しているというふうに思っております。大樹町にはちょっと負けるかなと思っているのですけれども。そういう支援策をとっております。

それから、高校も校長先生以下が頑張ってくれた成果として、2年連続早々と全員の卒業生の進路が決まっているのですよ。ですから、ことしの38名の卒業生についても、22名の方は国公立の大学も含めて、専門学校も含めて、22名の方が進学をします。残りの16名については、実は道警、一つの学校から4人です。本別の警察署長からも言われました。一つの町村で4名の方が道警に合格するなんていうのはまれですよ。ですから、もう高校としてもすごく頑張ってくれて、しかも成果があらわれているのです。

けれども、やはり結果としては志望状況がそうなったというのは、やはり一つには足寄高校のすばらしさというか、魅力というか、これが我々の努力も足りないのかもしれないけれど、該当の御家庭、子供さん、もっと言えば町民全体にそういうことが浸透しているのかと。乱暴な言い方をすると、足寄高校、足寄町からなくなってもいいですかと。そんな思いもあって、先ほど議員もちょっとお示しいただきました、3月の広報については、これは私、御批判覚悟でちょっと強烈なタイトルも含めて担当のほうに特集組んでくれということをお願いしたところ、タイトルは「まちから高校が消える日」というタイトルになりました。私は、御批判「町長、なくなってもいいと思っているのか」という、そういう御批判も覚悟の上、あえてGOサインを出しました。ですから、とにかく足寄高校のすばらしさ、頑張り、それをしっかりと認識をしていただくことが、やはり一番なのかなという、そんな思いをしております。

あわせてもう一つは、これも議員がおっしゃったとおり、一面ではことしの卒業生、実は成績すばらしいのですよ。新聞報道で北海道の学力テストの結果、北海道は下から2番目ということを知っているというふうに思うのですけれども、教育長なんかからもお聞きしますと、これはいろいろ個別にはちょっと難しい問題もありますけれども、3年生の平均点は全国平均点以上ということですから。だからやはり、言ってもいいでしょうけれども、ことし柏葉高校を希望している方が9名いらっしゃいます。仮に全員合格すると、こんな田舎の町の58名卒業、そこから9人柏葉高校に合格なんて、これはまたある意味評価すべきというか、すばらしいことだなというふうに思っています。ですから、これは表現の仕方難しいのですけれども、乱暴な言い方したら、では中学のときに学力向上しないほうがいいのかという、こんな乱暴と言いますか。でも、それは間違いだというふうに思っているのです。これはまた中学校の先生方、校長先生以下頑張っていたいて学力をぐんと上げていただいているということですから。これはまた外に誇るべきことかなと。

だから、何を言いたいかというと、正直言って特効薬がなくて、つらい思いをしている。その中であって、今回振興会のほうから提案を受けました。放牧酪農学科の新設、これは正直言って、私は非常に難しいことだというふうに思っています。実現するという意味では。

十勝管内では今、鹿追高校が看護学科の設置ということで要請をするということで、まちを挙げてやるということになっておりますし、それから音更高校は定時制がなくなることによって、これはまたあそこに高野ランドスケープという国内でもすばらしいというか、有名な方もいらっしゃって、園芸学科というのですかね。その新設という、そんな動きもしております。

そこで、我が町は地域の特性、放牧酪農学

科。これは、すぐということではないかもしれませんが、少なくとも道教委に問題提起をする中長期的に少し議論をさせてもらいたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番。

3番（榊原深雪君） 学力問題のことで少し伺いたいと思います。

この質問に当たりまして、やはりいろいろな調査をしていますと、偏差値の問題が出てきました。隣の町は、やはり足寄高校よりは高いでした。そして、十勝全体の小中学校の偏差値を見ますと、小学校のほうが低くて中学校で上がっているのですね。そのところで何が問題点があるのかというところを見ましたら、小学校の偏差値を上げていくこと、教育にもっと力を入れていくことだなと思うのです。そして、先ほどの町長の答弁の中にもあったことも危惧されますけれども、やはり足寄から優秀な生徒を送り出すということは、これはすばらしいことだなとは思っております。けれども、井脇議員の答弁の中にもありましたけれども、統合する話も出ておりました。将来的にはですね。危惧されておりました。その中で、やはり差がある学校と統合すると、やはり苦労するのは私たちの地域の子供たちではないかなと思うところがあります。そのところで、やはり小学校のころからもうちょっとどこが問題点があるのかとかというところをもう少しきめ細やかに教育の現場を調査しながら。子供の教育は学校と家庭と地域社会と言いますけれども、そういうところから育てていかないと成り立たないものではないかなと思うところがありますが、町長の御意見はいかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長。

町長（安久津勝彦君） 今の御質問の主旨が学力向上のことなのか、それと高校の進学のこととつながっているのか、ちょっと理解できませんでしたので、ちょっとお願いします。

議長（吉田敏男君） もう一度質問してく

ださい。

3番。

3番(榊原深雪君) どちらもなのですから、調査をしている中で、足寄高校の中では優秀な生徒さんもたくさんいらっしゃって、そういうふうに進路を目指して後の大学受験のことも視野に入れてずっとされていますよね。だけれど、その子供たちが...偏差値の問題を言うとあれなのですから、足寄高校に入ってから一生懸命勉強をされて大学を目指すとなると、偏差値が50ぐらいの。なんぼ頑張っても、すごい人より一倍頑張ってもなかなか有名校にはなかなか入れないという部分が、もちろんありまして。その中で、偏差値が50ぐらいの大学にとどまるということになると、その生徒さんたちが4年後に就職するときに就職難で困るという問題点も、今、全国的に起こっております。それで、大学もやはり少なくなって。子供さんも少ないことから、そういう問題も起きてきているところなのですよね。

先ほど、井脇議員の質問の中でも統合と言ったときには、もうちょっと、本別と足高の場合は10ほど差があるのですね、偏差値が。そのこのところを近づけていかないと、今度統合ということが視野に入ったときに、御苦労されるのは足寄の高校ではないかということ。

教育に力を入れていくということは、小学校から力を入れていかなければならないのではないかと、私は思うところなのです。

そのこのところ、御理解できませんでしょうか。

議長(吉田敏男君) すいません、教育長、答弁。

教育長(藤代和昭君) これ、話それるかもしれませんがけれども、教育委員会の職務権限については御案内のとおり小中学校なのですが、教育次長も申し上げましたように、高校については中学校卒の子供たちが大半が行くと。したがって、今こういう状況下になっているということについては、私も非常に危

機感を持っています。加えて、私もかつて足寄にお世話になっていましたから。当時、三・柏・足寄なんて言われた時代から見ると、本当に隔世の感だなと。

そういう意味で、どうしたらいいのだろうと。ただ、そういう中で行政ですから、先ほど町長も申し上げましたように、やはり支援策としては経済的な支援がまず第一議なのだろうと。次に、連携や協力や要請や働きかけということなのだなと、私は思っています。

そこで、中学生が進路を選択、決定する場合にいろいろな言葉があります。昔から。上り線志向だとか。あるいは、親子の共同作業だとか。こういうことについては、子供たちの社会的成熟度、それから地理的条件、それから今まで高等学校における経緯・経過等々を考えたときに、それは今もやはり水面下でやはり脈打っていることなのだろうと。これは、私がかつて足寄中学校に勤めていたときも、やはりそういう、いわゆるこの上り線志向と。いい意味で言うと、選択肢の拡大ということですよ。選択の幅が非常にあったと。これは、私は15の子供たちにとっては、ある意味では非常にいいことなのかなと思っています。そういう意味で、子供にとっての選択のあれというのは、大別すると一つは高校の教育内容、もう一つは、私は自分に関すること。さらに言うなれば、自己実現を図る場。前者は、今言われたような学校の教育の質の問題。偏差値等々も含めてです。後者は、部活動だとか自分の趣味を生かして将来の職業に就くとか。そういうことなのだと思います。

それで、今出てきた偏差値については、公立の小中高についても、偏差値については公の機関では出ていないと思います。特に、いろいろな高校なんか、民間のほうで本や何かでそういうリサーチをし、そういうのを出示しますが、出ていないと思うのですよね。

子供たちにとっては、そういう大別すると二つの選択、決定があるのですけれども、支

援というのは、やはり子供ですから。あまり直接的には必ずしもかわっていないのですよね。そこで大事だなと思うのは入学してから。

今回の広報のここにもありますけれども、こんなことがすごくよかったと。そういう声を、生徒や保護者の生の声を委員会のホームページだとか町のホームページ、さらには高校さんにもお願いして高校のホームページで、子供たちが、該当の保護者が理解しやすいように情報発信をしていくと。こういうことは、本当に今後に向けて大事なことだなと思っています。

現実的には、私も相当こう中学校の担任の先生も含めてお会いしているのですけれども、地元の中学校の中でも校長以下含めて、まさか強制力はないですからね、御案内のように強制力はないのですけれども、地元の足寄高校のよさというか、校風も含めまして、伝統も含めまして、そういうことを折りに触れて啓発していただいているのです。面接等々も含めて。私のときもありました。例えば、志望動機は何ですか、どこですか。本別高校です。志望の理由は何ですか。プラスバンドをやりたいのです。足寄高校にもありますよね。ちょっと意地悪くそんなことまで聞いたこともあるのですけれども、でき得る限りでそういう対応は地元の中学校としてやっているような現実。

一方、先ほど町長が申しましたように、そういう非常にできる問題。いわゆる交換、村を捨てる教育なんて、そんなあまりいい言葉でないのですけれども、そんなことも言われることもありますけれども、できるときというのは、今も昔も子供の学力が高いときというのは、どうしても選択肢が広がりますから、そういう傾向は今も続いているということです。

加えて、ことしの場合は直接教育局の局長も来ていったのですけれども、すばらしいなと。足寄中学校。民間の塾等も含めて、必ずしも子供たちの教育環境が熟した状況にもな

いのに、こんなにすばらしいのはということで、直接見に来ていました。本当に、ある種驚いて帰って行きました。

そんな状況下にありますので、ちょっと質問にそれていると思いますが、よろしく御賢察をいただきたいなと思っております。

議長（吉田敏男君） 3番。

もう最後になると思いますが、

3番（榎原深雪君） 教育長の最初の答弁のときに、大半の学生が足寄高校にということは間違いだと思えます。6割がもう別の学校に行かれていますのですから。そのところをきちんと把握して、高校振興会では何を特色ある高校づくりをするには、いろいろ模索をされて、結果としてこの要請書を町にお願いしているわけですから。そのところをくみ取っていただいて、いろいろ課題を。何が難しいのか、町長が答えたように、放牧酪農科をつくるには、設置するには難しいという問題があるとお話でしたけれど、ではどういった課題をあって、どういったことがクリアしていけるのか。足寄高校に対する支援策は、もうずば抜けていい支援策を出しているのです。果たして、どれが効果があって、どれが効果がないのかとかいうところも検証していただいかなければならないかなと思っております。

安久津町長がまず実施されました、放牧酪農推進宣言が足寄高校の間口を維持し、存続が期待できる放牧酪農科の新設をしてはどうかという意見がまとまるまで裾野を広げることになりました。

さまざまな課題があると思えますけれども、今後に期待いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

そのことで、町長に一言いただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 繰り返しの答弁になりますけれども、私が一番恐れているのは、本当に今月の広報に書いたとおり、足寄の町から高校が消えてしまうと。そんなこと

だけはもう絶対にあってはならんというふうに思っていますから。そのためにもまず一番最初に取り組まなければならないのは来年の入試。ここで何としても、特例といえども二間口の募集をしていただくように要請をしていきたいというふうに思っております。

この間、先ほど井脇議員の質問にもお答えしたとおり、北海道教育部の中に新しい高校づくり推進室がつくられて以降、年2回はこの新しい高校づくりに関する地域の協議会ということで、帯広で年2回会議が開かれます。ことしも4月、来月の末に予定されております。私も日程がかち合わない限りは、必ず出させていただきます。4月の段階では、来年度の入試のところまでは触れられないというふうに思いますけれども。たしか、2回目は8月か9月ぐらいに開かれます。そこでは、来年度の募集の考え方、例えば、ここの高校を廃止しますとか、どこかに統合しますとか、そういうのが出てくる回になるのだろうというふうに思っていますから。そこでは、やはり特例二間口ということで、道教委が言っていたように最大の努力、これは振興会の力も借りながら。ともかく、道教委に売り込むと言ったらちょっと言葉悪いですから、お願いに行っ、何とか特例二間口の募集を勝ち取りたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、3番榊原深雪君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了をいたします。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、明日3月17日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 3時27分 散会